

令和5年版

か さ あ か の ふ く し



笠岡市社会福祉事務所 69-2133
(福) 笠岡市社会福祉協議会 62-3507

目 次

1 組織図及び名簿	4
(1) 笠岡市健康福祉部及びこども部並びに笠岡市社会福祉事務所組織図	
(2) 笠岡市社会福祉協議会組織図	
(3) 笠岡市社会福祉協議会評議員・理事・監事名簿	
(4) 笠岡市社会福祉協議会支部長名簿	
(5) 笠岡市民生委員児童委員協議会名簿	
(6) 笠岡市老人クラブ連合会役員名簿	
2 社協会費及び寄付金	14
(社会福祉協議会)	
(1) 会員・会費及び寄付金	
3 地域福祉活動の推進	15
(社会福祉協議会)	
(1) 社協支部・福祉委員の活動の充実	
(2) ふれあい・いきいきサロン	
(3) 相談事業	
(4) 福祉教育の推進	
(5) ボランティアの養成・支援	
(6) 老人福祉事業及び在宅福祉サービスの充実	
4 児童福祉及び青少年健全育成	18
(笠岡市)	
(1) 保育所・認定こども園(保育部分)	
(2) 助産施設	
(3) 母子生活支援施設	
(4) 児童厚生施設	
(5) 放課後児童クラブ	
(6) 地域子育て支援拠点事業	
(7) 保育支援サービス	
(8) 児童扶養手当	
(9) 母子寡婦福祉事業関係	
(10) 子育て支援コンシェルジュ	
(11) 子どものショートステイ事業	
(12) 要保護児童対策事業関係	
(13) 母子保健事業	

5健康増進・保健事業	30
(笠岡市)	
(1) 地域保健の現状と重点目標	
(2) 健康増進事業の概要	
(3) 診療施設の概要	
6生活保護制度	35
(笠岡市)	
(1) 生活保護法抜粋	
(2) 保護の種類	
(3) 保護施設の種類	
(4) 生活保護世帯等	
7共同募金・日赤	39
(社会福祉協議会)	
(1) 「赤い羽根」共同募金運動の推進	
(2) 歳末たすけあい運動の推進	
(笠岡市)	
(1) 赤十字会員増強運動年次経過	
8老人福祉	41
(社会福祉協議会)	
(1) 地域包括支援センター	
(2) 敬老会への補助	
(3) 笠岡市老人クラブ連合会への助成	
(4) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	
(5) 高齢者生きがい活動推進通所事業	
(6) 健康長寿愛らんど事業	
(7) 居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営	
(笠岡市)	
(1) 介護保険	
(2) 老人福祉	
9障がい者福祉	52
(社会福祉協議会)	
(1) 障がい者福祉関係の補助・助成	
(笠岡市)	
(1) 身体障がい者福祉	
(2) 知的障がい者福祉	
(3) 精神障がい者福祉	
(4) 障がい福祉サービス	
(5) 笠岡市・里庄町相談支援センター	
(6) 障がい児通所支援等	

10災害見舞,資金貸付,法外援助…………… 63

(社会福祉協議会)

- (1) 緊急援護資金貸付
- (2) 生活福祉資金貸付
- (3) 災害見舞金の給付
- (4) 入学支度資金貸付事業

(笠岡市)

- (1) 災害見舞,資金貸付,法外援護

11その他…………… 65

(社会福祉協議会)

- (1) 権利擁護事業
- (2) 笠岡市・里庄町成年後見センター
- (3) いきいき交流センター(老人福祉センター)
- (4) 保健センター

(笠岡市)

- (1) 笠岡市福祉基金助成事業一覧

資 料…………… 71

笠岡市社会福祉協議会活動集計表

社協概要

笠岡市・里庄町成年後見センターパンフレット

笠岡市福祉ボランティア団体紹介

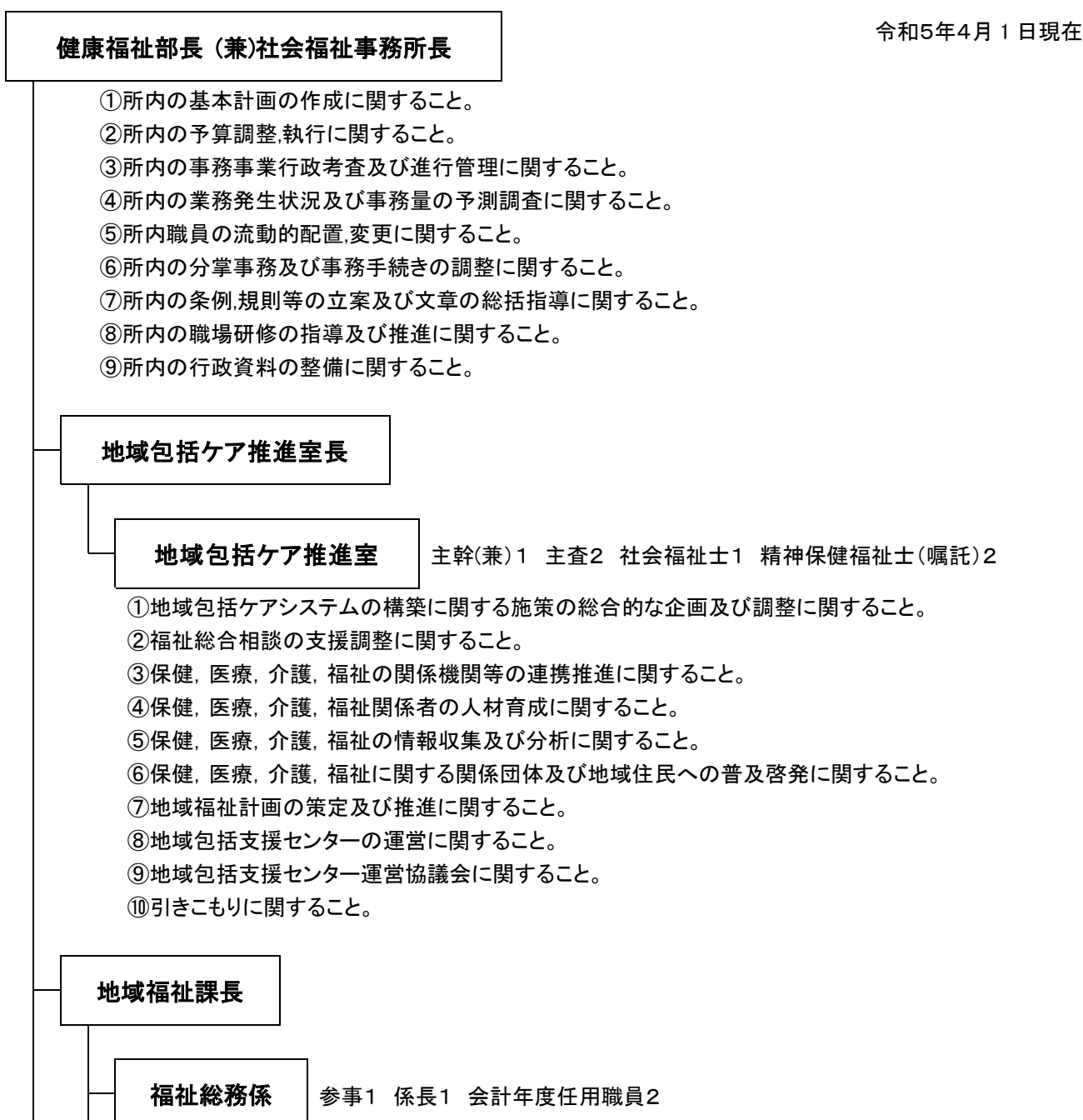
笠岡市施設一覧表

笠岡市統計資料

1 組織図及び名簿

(1)笠岡市健康福祉部及びこども部並びに笠岡市社会福祉事務所組織図

笠岡市健康福祉部は、笠岡市行政組織条例及び同規則に基づき、地域包括ケア推進室、地域福祉課、生活福祉課、長寿支援課、健康推進課（新型コロナウイルスワクチン対策室含む）、恵風荘で構成されています。また笠岡市こども部は、笠岡市行政組織条例及び同規則に基づき、子育て支援課、こども育成課で構成されています。その中で、笠岡市社会福祉事務所は健康福祉部及びこども部内に設置され、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護育成又は更正の措置その他特に市長が命じた社会福祉に関する事務をつかさどる行政機関です。



- ①社会福祉法人指導及び監査に関すること。
- ②避難行動要支援者台帳の管理に関すること。
- ③民生委員児童委員に関すること。
- ④戦傷病者、戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること。
- ⑤災害見舞金、災害援護及び被災者生活再建に関すること。
- ⑥福祉諸団体補助金に関すること。
- ⑦日本赤十字社事務に関すること。
- ⑧保護司会及び更生保護女性会に関すること。
- ⑨り災証明等に関すること。
- ⑩地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- ⑪社会福祉統計及び諸報告に関すること。
- ⑫公印の管理に関すること。
- ⑬課の庶務に関すること。

障がい福祉係

係長1 主査1 主事1 主事補1 社会福祉士1
手話通訳者(嘱託)1 嘱託1 会計年度任用職員3

- ①身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者総合支援法に関すること。
- ②障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の策定及び推進に関すること。
- ③障がい者の差別解消に関すること。
- ④特別障害者手当等に関すること。
- ⑤笠岡市児童福祉年金に関すること。
- ⑥福祉基金助成事業に関すること。
- ⑦児童福祉法による支援費等の給付に関すること。
- ⑧特別児童扶養手当に関すること。
- ⑨障がい福祉団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- ⑩障がい者の一般就労支援に関すること。
- ⑪障がい者虐待防止に関すること。

生活福祉課長

課長補佐2 主事1 社会福祉士2 就労支援員(嘱託)2 会計年度任用職員1
相談支援員(嘱託)3

- ①生活保護法に関すること。
- ②法外援護に関すること。
- ③行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- ④生活困窮者の自立支援に関すること。

長寿支援課長

介護保険係

課長補佐2 係長1 主事1 理学療法士1
会計年度任用職員1 嘱託職員7

- ①介護保険法に関すること。
- ②介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- ③介護保険事業に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- ④介護保険被保険者の資格管理に関すること。
- ⑤介護保険給付に関すること。

- ⑥介護認定等に関する事。
- ⑦社会福祉法人及び利用者の負担金減免等に関する事。
- ⑧高額介護(合算)サービス費等の支給及び貸付に関する事。
- ⑨第三者行為請求事務に関する事。
- ⑩介護保険運営協議会に関する事。
- ⑪介護サービス相談員業務に関する事。
- ⑫高齢者等住宅改造費補助金に関する事。
- ⑬地域支援事業に関する事。
- ⑭地域包括支援センターの運営に関する事。
- ⑮介護保険に係る不服審査等に関する事。

介護事業者指導係

係長1 主事補1

- ①介護保険施設等の指導監査に関する事。
- ②居宅介護支援事業者の指定事務, 指導監督及び連絡調整に関する事。
- ③地域密着型サービス事業者の指定事務, 指導監督及び連絡調整に関する事。
- ④基準該当サービス事業者の登録等, 指導監督及び連絡調整に関する事。
- ⑤離島等相当サービス事業者の登録等, 指導監督及び連絡調整に関する事。
- ⑥介護予防・日常生活支援総合事業(指定事業者)の指定事務及び指導監督に関する事。
- ⑦介護給付適正化に関する事。

高齢福祉係

係長1 主任主事1 主事1 社会福祉士1

- ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関する事。
- ②高齢者福祉推進計画の策定及び推進に関する事。
- ③高齢者の福祉に関する施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- ④高齢者の社会福祉施設等の設置, 廃止及び管理に関する事。
- ⑤高齢者の在宅福祉支援事業に関する事。
- ⑥敬老事業に関する事。
- ⑦高齢者の社会福祉施設への措置に関する事。
- ⑧老人福祉センターに関する事。
- ⑨市民後見人事業に関する事。
- ⑩高齢者虐待防止に関する事。

健康推進課長

健康推進係

課長補佐1 主幹1 係長1 主査1 主事補1 保健師9 管理栄養士1
保健師(嘱託)1 保健師(臨時)1 看護師(臨時)1 栄養士(臨時)1
会計年度任用職員1

- ①保健施策の企画及び推進に関する事。
- ②保健師及び栄養士活動の総合調整に関する事。
- ③保健ボランティア及び地域保健活動の推進に関する事。
- ④地域医療の調整に関する事。
- ⑤診療施設に関する事。
- ⑥医療機関との連絡に関する事。

- ⑦健康増進の計画の策定及び推進に関すること。
- ⑧成人の栄養改善に関すること。
- ⑨生活習慣病予防及び高齢者の保健事業に関すること。
- ⑩歯科保健に関すること。
- ⑪こころの健康・自殺予防に関すること。
- ⑫感染症及び健康危機管理に関すること。
- ⑬保健センターに関すること。
- ⑭食育の推進に関すること。
- ⑮献血推進に関すること。

新型コロナウイルスワクチン対策室

室長(兼)1 室長補佐1 薬剤師1 看護師1 会計年度任用職員2

- ①新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関すること。

診療所

所長(兼)1 看護師(嘱託)1 看護師(臨時)2 会計年度任用職員1

こども部長

子育て支援課長

子育て支援係

課長補佐兼係長1 主任主事1 母子父子自立支援員(嘱託)1
コンシェルジュ(嘱託)1 アドバイザー(嘱託)1
会計年度任用職員1

- ①児童の保健福祉施策の企画及び推進に関すること
- ②児童福祉法に関すること
- ③次世代育成支援対策推進法に関すること
- ④母親クラブの育成に関すること
- ⑤母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること
- ⑥ファミリーサポートセンター事業に関すること
- ⑦児童扶養手当に関すること
- ⑧市遺児激励金及び遺児年金に関すること
- ⑨放課後児童クラブに関すること

すこやか親子係

係長1 主査1 保健師1 主任主事1 保健師(非常勤)2 管理栄養士1
准看護師(非常勤)1 臨床心理士(嘱託)1 会計年度任用職員2

- ①母子保健に関すること。
- ②予防接種に関すること。
- ③子どもの食育推進に関すること。

子育て世代包括支援センター

センター長(兼務)1 係長1(兼務) 主査1(兼務)
保健師(兼務)1 保健師(嘱託)2

- ①妊娠・出産及び育児に関する情報提供・相談支援に関すること。
- ②支援のためのプラン作成・評価に関すること。
- ③保健・医療及び福祉等の関係機関との連絡調整・ネットワークづくりに関すること。

子ども家庭総合支援拠点

所長(兼務)1 係長(兼務)1 主査(兼務)1 保健師(兼務)1
社会福祉士1 臨床心理士(嘱託・兼務)1
家庭相談員(嘱託)1

- ①子ども家庭支援全般に係る業務。
- ②要保護児童等や指定妊婦等への支援業務。
- ③関係機関との連絡調整業務。

こども育成課長

こども育成係

係長1 主幹兼指導主事(幼稚園教諭)1 主査(栄養士)1 主査(技師(調理員))
1 技師(調理員)1 主事2 保育士2 保育士(嘱託)1・(臨時)2 嘱託事務員1
会計年度任用職員1

- ①就学前児童の教育及び保育の施策の推進に関すること。
- ②保育所及び幼稚園の保育料に関すること。
- ③市立の保育所及び幼稚園の運営、施設の管理及び保全に関すること。
- ④私立の就学前教育保育施設等の監査及び指導助言に関すること。
- ⑤幼保一体化の推進に関すること。

保育所(4園)

所長4 主任保育士1 主任教諭2 保育士9 教諭3 臨時保育士8 非常勤保育
士9 技師(調理員)9 非常勤調理員1

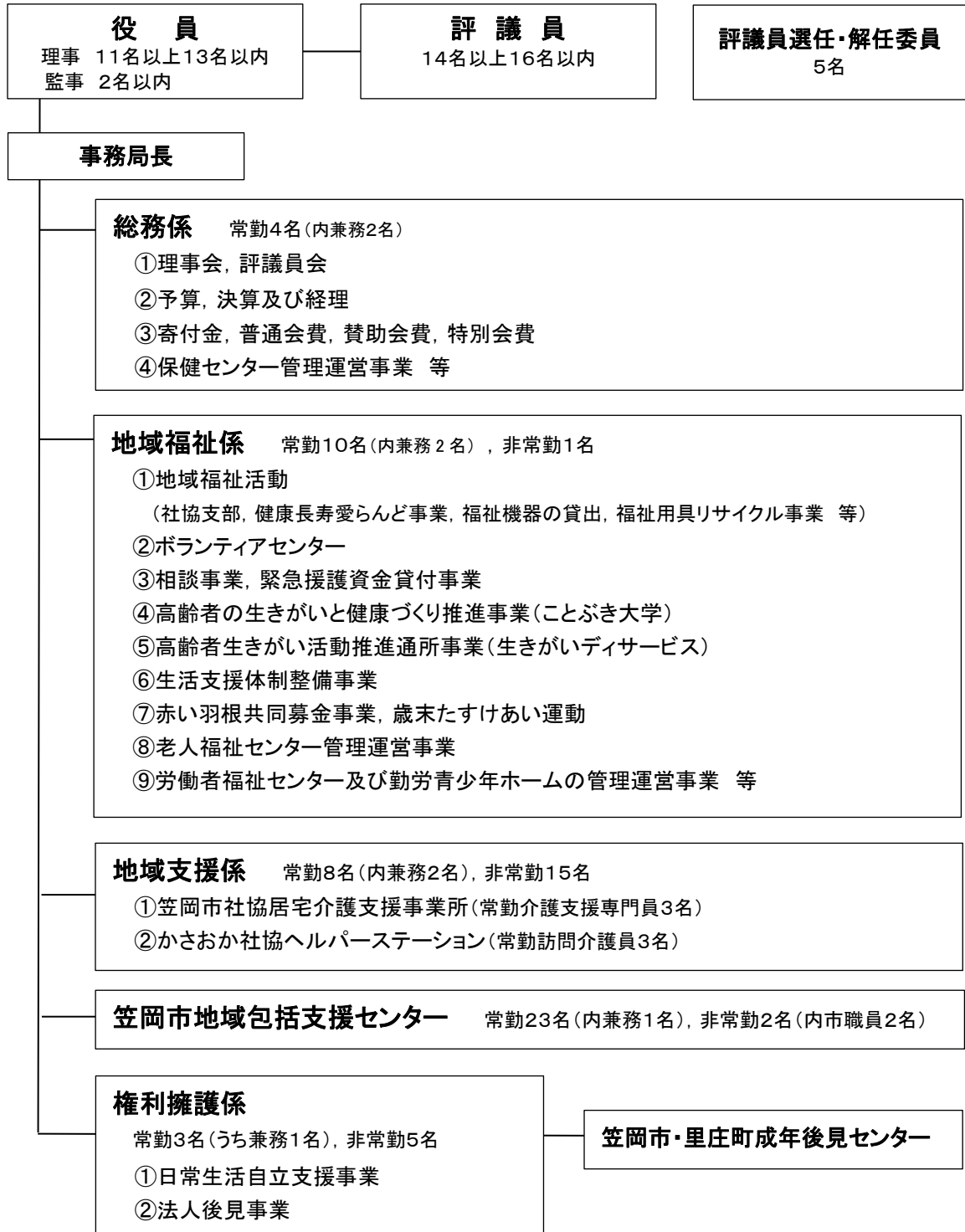
- ①児童福祉法に関すること
- ②保育所の保育指導に関すること

認定こども園(2園)

園長2 教頭2 主幹保育教諭2 保育教諭9 臨時保育教諭5
非常勤保育教諭9 技師(調理員)3

- ①認定こども園法に関すること。
- ②認定こども園の保育教育指導に関すること。

(2) 笠岡市社会福祉協議会組織図(公共性・公益性の高い民間福祉団体です。)



常 勤	正規職員	21名
	嘱託職員	24名
	合 計	45名

非 常 勤	登録ヘルパー	11名
	同行援護	4名
	日援支援員	5名
	事務	1名
	市職員	2名
	合 計	23名

(3) 笠岡市社会福祉協議会評議員・理事・監事名簿 (令和5年7月1日)

○評議員名簿

	氏 名	備 考
1	湯 場 勢 津 子	笠岡市民生委員児童委員協議会
2	円 慶 江	笠岡市社会福祉協議会大井支部
3	野 村 泉	笠岡市手をつなぐ親の会
4	山 本 仁 子	笠岡地区保護司会
5	高 木 千 代 子	笠岡地区更生保護女性会
6	伊 藤 映 子	笠岡市愛育委員協議会
7	天 野 喜 代 美	笠岡市婦人協議会
8	守 本 道 弘	笠岡市公民館協議会
9	宇 根 山 肇	笠岡市老人クラブ連合会
10	中 井 澄 子	社会福祉法人新生寿会
11	中 山 直 明	特定非営利活動法人すみれ会
12	山 名 照 知	笠岡市保育協議会
13	木 野 山 眞 吾	一般社団法人笠岡医師会
14	佐 藤 公 三	笠岡市校園長会
15	江 原 広 一	笠岡市役所

※任期 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

○理事名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	濱 田 仁 海	民生委員児童委員協議会
2	副会長	大 嶋 元 義	笠岡市行政協力委員長協議会
3	副会長	石 田 美 恵 子	民生委員児童委員協議会
4	常務理事	宮 岡 省 二	笠岡市社会福祉協議会事務局長
5	理 事	小 林 昭 生	民生委員児童委員協議会
6	理 事	猪 木 篤 弘	笠岡医師会
7	理 事	小 寺 隆 雄	社会福祉協議会支部
8	理 事	清 水 進	学識経験者
9	理 事	伊 藤 俊 介	社福)天神会
10	理 事	青 井 崇	社福)すみれ福祉会
11	理 事	橋 本 晴 美	笠岡市ボランティア連絡協議会
12	理 事	清 水 輝 一	笠岡市社会福祉事務所

※任期 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

○監事名簿

	氏 名	備 考
1	西 江 敬 一	社会福祉事業に学識経験を有する者
2	江 原 和 之	財務諸表等を監査し得る者

※任期 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

(4) 笠岡市社会福祉協議会支部長名簿

支部名	支部長名
笠岡東	本保 泉
笠 岡	多賀 一磨
金浦	筒井 清人
城見	中谷 寛
陶山	藤井 順子
大井	円 慶江
吉田	石田 逸馬
新山	高木 伸一
北川	藤原 真佐子
今井	小寺 隆雄

支部名	支部長名
大島	有岡 達生
横江・美の浜	西島 朗
神内	井口 和光
神外	小西 徹
高島	河田 達夫
飛島	山河 菊野
白石島	石井 益吉
北木島	河田 英輔
真鍋島	前田 智勉
六島	三宅 千歳

(5) 笠岡市民生委員児童委員協議会名簿(令和5年4月1日)

会 長 濱 田 仁 海

副会長 西 江 敬 一

副会長 石 田 美 恵 子

監 事 塩 田 賢 三

監 事 原 田 道 恵

(市内 16 地区 161 人)

地区名	会 長	電話番号	副会長	電話番号
笠岡	小 林 昭 生	090-7546-7495	前 田 秀 子 木 村 み つ こ	63-6039 63-6356
中央	石 田 美 恵 子	090-3373-8699	平 野 宏	67-1895
金浦	内 尾 京 子	66-2906	藤 井 真 由 美	66-0355
城見	原 田 道 恵	66-3977	高 田 堅 志	66-3148
陶山	西 江 敬 一	66-2132	瀬 戸 信 吉	66-2057
大井	守 屋 恭	63-1302	山 田 募	62-3322
吉田	森 田 和 子	65-2509	石 田 逸 馬	65-1025
新山	濱 田 仁 海	65-3254	重 村 一 栄	65-0739
北川	塩 田 賢 三	65-1951	和 田 晃 佳	65-1699
今井	小 寺 陽 子	62-5277	渡 邊 奈 美 子	62-2900
大島	高 田 賢 一	67-3897	清 水 京 子	67-4636
神内	湯 場 勢 津 子	67-6985	井 上 晴 美	67-1417
神外	山 本 智 子	67-1938		
白石	天 野 香 代 子	68-3021	石 井 益 吉	68-4834
北木	天 野 朝 光	68-2729	天 野 智 子	68-2019
真鍋	森 本 洋 子	68-3657	山 本 幸 子	090-1189-4274

(6) 笠岡市老人クラブ連合会役員名簿

任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日

	役職名	地区	氏名	単位クラブ数
1	会長	神島	宇根山 肇	5
2	副会長	大井	鏡山 輝雄	4
3	副会長	大島	高田 省一郎	12
4	副会長	白石	山川 十良	5
5	副会長	横江・美の浜	金本 久美恵	
6	理事	笠岡	原田 治夫	4
7	理事	今井	仁科 智之	5
8	理事	金浦	清水 恭道	3
9	理事	城見	福武 諄	3
10	理事	陶山	田中 富夫	4
11	理事	吉田	徳山 道雄	4
12	理事	新山	塩飽 輝雄	4
13	理事	横江・美の浜	石原 伸一	3
14	理事	新横島・緑町	西村 輝子	6
15	理事	神外	河田 達夫	2
16	理事	北木	天野 秀雄	2
17	理事	真鍋	薮 亮輔	2
18	監事	大島	原田 洋介	
19	監事	新横島・緑町	藤井 あやえ	
合 計				68

2 社協会費及び寄付金

○ 社会福祉協議会

社会福祉協議会では、地域の方々との協働のもと福祉活動の充実を保健・医療・福祉の関係団体とともに推進していくため、会員制度を導入しています。

(1) 会員・会費及び寄付金

① 会費の状況

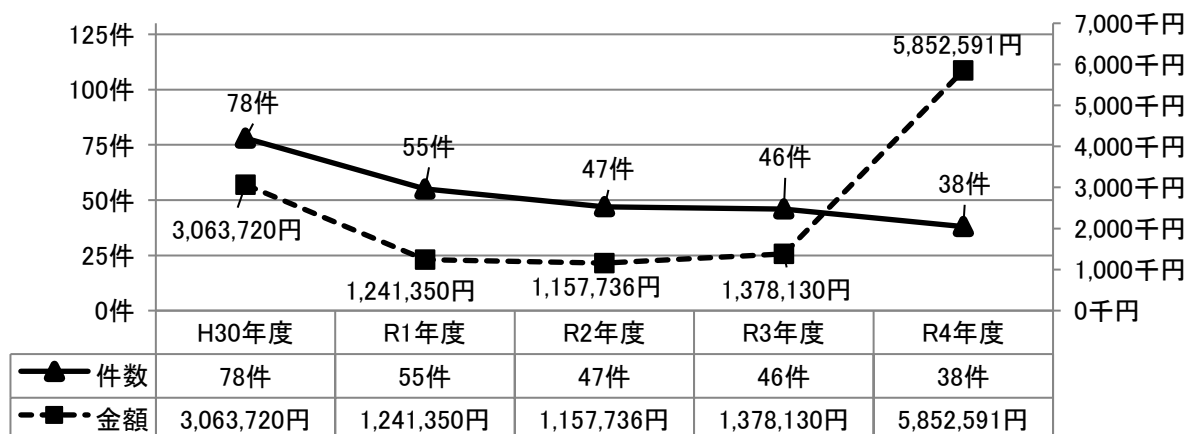
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
普通会員	13,289 世帯	13,407 世帯	13,162 世帯	12,838 世帯	12,587 世帯
	6,644,500 円	6,703,500 円	6,581,000 円	6,419,000 円	6,293,500 円
賛助会員	584 人	589 人	573 人	601 人	582 人
	628,000 円	636,000 円	615,000 円	652,000 円	623,000 円
特別会員	114 口	124 口	126 口	124 口	119 口
	570,000 円	620,000 円	630,000 円	620,000 円	595,000 円

普通会費支部別

(単位: 世帯)

支部名	R3 年度	R4 年度	比較	支部名	R3 年度	R4 年度	比較
笠岡東	1,654	1,617	-37	大 島	1,157	1,128	-29
笠 岡	1,643	1,595	-48	横江・美の浜	888	861	-27
金 浦	1,335	1,278	-57	神 内	544	541	-3
城 見	819	816	-3	神島外	198	194	-4
陶 山	388	395	7	高 島	31	25	-6
大 井	1,400	1,404	4	飛 島	61	60	-1
吉 田	739	713	-26	白石島	172	168	-4
新 山	460	455	-5	北木島	156	149	-7
北 川	576	586	10	真鍋島	82	80	-2
今 井	507	498	-9	六 島	28	24	-4
				合 計	12,838	12,587	-251

② 寄附金の状況



3 地域福祉活動の推進

○社会福祉協議会

域福祉活動計画のもと、住民の方・福祉団体等と協働で福祉のまちづくり実現のため活動を行っています。

(1) 社協支部・福祉委員の活動の充実

おおむね小学校区に 20 の支部を組織し、社協会費を主な財源として、地域福祉活動を行っています。

地域で支援が必要な人の早期発見と、住民ならではの細やかな見守り活動の充実を図るため、福祉委員を組織し、また研修会を行っています。

ア 社協支部ごとの福祉委員配置状況

福祉委員は、各社協支部で設置され、ふれあいサロンをはじめ友愛訪問、見守り活動などの活動を行う中で身近なところでの地域の困りごとを発見し、社協や専門職へつなぐアンテナ役として活動を行っています。

(単位:人)

笠岡東	笠岡	金浦	城見	陶山	大井	吉田
77	72	44	24	33	42	40
新山	北川	今井	大島	横江・美の浜	神内	神外
37	82	26	68	31	20	48
高島	飛島	白石島	北木島	真鍋島	六島	合計
1	7	29	17	12	8	718

(2) ふれあい・いきいきサロン

社協支部で開催されているサロン活動において参加者、ボランティアに対し活動の援助を行うとともに、福祉制度の情報提供や参加高齢者の実態把握のための訪問を行っています。専門職の支援が必要と思われる参加者へは、専門機関と協働し見守り支援体制の整備を図っています。

	R3 年度	R4 年度
高齢者サロン数	154 箇所	154 箇所
子育てサロン	11 箇所	11 箇所

(3) 相談事業

地域住民の抱える各種の問題について広く相談に応じ、専門機関と連携して相談と援助活動を行っています。

ア 法律相談 毎月 第3金曜日 相談員 小寺弁護士、谷川弁護士

イ 一般相談・ほのぼの相談 月曜日～金曜日

相談員 民生委員地区会長 社協職員 他

	R3 年度	R4 年度
法律相談	44 件	46 件
一般相談	775 件	462 件

(4) 福祉教育の推進

福祉意識の向上のため、学校の協力を得て、福祉学習の導入、体験学習などの機会を持ち、福祉に関する意識啓発を行っています。

特に、障がいを持つ当事者を招いての取り組みを希望する場合には、導入から体験、振り返りまでの計画を当事者と一緒に計画して取り組みました。

	学校名等	R3 年度	R4 年度
小学校	中央(2)笠岡(3)金浦(1)城見(2)大井(1)吉田(1)新山(1) 北川(2)大島(2)神内(1)	22 回	16 回
中学校	笠岡東(3)金浦(1)新吉(1)大島(1)真鍋島(1)	5 回	7 回

※括弧内は実施回数

(5) ボランティアの養成・支援(福祉ボランティアについては、資料参照)

市内福祉ボランティア団体の活動促進とボランティア養成に努め、総合ボランティアセンターの機能を利用し、実施しています。

- ア ボランティア入門講座の開催
- イ ボランティアグループの各種行事への参加
- ウ ボランティアグループへの相談援助
- エ ボランティア連絡協議会の開催 毎月1回
- オ 登録グループへの活動費の助成
- カ ボランティア保険など各種保険の加入促進
- キ 個人・団体ボランティアの登録促進

①夏のボランティア体験事業の実施

中学生以上を対象に夏休み期間中に市内の福祉施設やボランティアグループなどでの活動を通して、社会福祉への理解や意識の向上を目的として体験活動を実施しています。

	R3 年度	R4 年度
参加人数	中止	259 人
受入先(施設・グループ)	中止	57 施設

(6) 老人福祉事業及び在宅福祉サービスの充実

○ 老人クラブの育成・支援(役員名簿参照)

社会福祉協議会では高齢者の生きがい活動・健康維持を目的に活動を中心的に行っている市内老人クラブへ助成を行い、活動の活性化のための支援を行っています。

	R3 年度	R4 年度
老人クラブ数	70 クラブ	68 クラブ
会員数	3,194 名	2,994 名

※老人クラブ活動 重点目標

- ① 魅力ある老人クラブづくりと会員の加入促進
- ② 地域社会福祉活動への積極的参加と健康づくり・予防活動の事業実施

- ③ 老人クラブ指導者の資質の向上に努める。
- ④ 老人クラブ女性部の活動推進と女性役員登用の促進
- ⑤ 生きがいと健康増進に努め、明るく豊かな地域づくりの促進
- ⑥ 各地区連合会の充実強化

ア 福祉機器の貸出(車いす・チャイルドシート・ジュニアシート)

介護保険(要介護2以上の認定を受けている方)に該当する方を除く在宅介護・福祉教育・旅行等での介助等を行うために利用する車椅子を最大3カ月間貸し出ししています。

平成29年度より国際ソロプチミスト笠岡との共同事業としてチャイルドシート、ジュニアシートの貸出をおこなっています。

イ ふれあいいきいきサロン等地域での福祉活動へゲーム器材等の貸出を行っています。

ウ 福祉用具リサイクル事業

市民の善意により提供された、家庭で不用になった福祉用具を、登録制により、必要な方への橋渡しを行っています。福祉用具の情報については、笠岡市社会福祉協議会ホームページ及び社協だよりにて情報提供を行っています。

	R3 年度	R4 年度
提供登録数	166	172
希望登録数	159	150
成立件数	146	164

・リサイクル品一覧

	品目
児童関係	チャイルドシート・ジュニアシート・ベビーカー・ベビーチェア・学生服 等
高齢者関係	車いす・ポータブルトイレ・シャワーチェア・電動ベッド・紙パンツ等

エ 在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で介護されている介護者がお互いに交流できる場を設け、介護者の身体的・精神的な負担を軽減し、心身のリフレッシュを図ることを目的に実施しています。

家族介護者の会(そよ風の会)の開催。年2回のリフレッシュ旅行等の実施。

交 流 会	毎月第2水曜日 13:00～15:00 老人福祉センター
リ フ レ ッ シ ュ 旅 行	年2回

4 児童福祉及び青少年健全育成

(1) 保育所・認定こども園(保育部分) ※以下「保育所等」という

保護者の就労や病気等のため、保育を必要とする児童を、保護者にかわって保育するところです。

ア 入所できる基準

(ア) 入所申込み時点で、保護者・児童が笠岡市に居住し、住民登録をしていること。

ただし、特別の事情がある場合、住民登録予定を含む。

(イ) 保護者及び同居の親族が次のいずれかの理由により、児童を保育するものがない家庭であること。

(就労)

a 1 か月に 64 時間以上労働することを常態としている場合

(妊娠・出産)

b 妊娠中であるか、または、出産後間もない場合。(入所期間: 出産予定月の前 2 ヶ月及び出産後 2 ヶ月)

(疾病等)

c 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合

(介護等)

d 同居の親族(長期間入院等している親族を含む)を常時介護又は看護している場合

(災害復旧)

e 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合

(求職活動)

f 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合(入所期間: 3 か月間)

(就学)

g 就学している場合。(職業訓練校等における職業訓練を含む)

(虐待・DV)

h 虐待やDVのおそれがある場合

(育児休業)

i 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

(その他)

j 前各号に類する状態であると市長が認めた場合

イ 施設数及び定員数(令和5年 4 月 1 日現在)

市 立	6 施設	定員	375 人
私 立	12 施設	定員	869 人
合 計	18 施設		1,244 人

ウ 笠岡市保育所等入所児童等の推移(各年度4月1日現在)

(ア) 就学前児童数の推移

(単位:人)

年度 年令	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
0才	309	302	270	265	249	209	233	204	170	174
1才	316	323	311	271	273	263	211	240	206	185
2才	342	334	330	318	274	274	276	211	245	211
3才	338	341	335	325	325	275	282	269	210	254
4才	393	342	343	346	337	322	267	288	273	217
5才	352	395	346	339	343	341	321	269	286	275
合 計	2,050	2,037	1,935	1,864	1,801	1,684	1,590	1,481	1,390	1,316

①保育所等児童数の推移

(単位:人,%)

年度 項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
定員	公立	440	440	360	360	360	375	375	375	375
	私立	805	865	925	895	970	962	948	955	864
	合計	1,245	1,305	1,285	1,255	1,330	1,322	1,323	1,330	1,239
入所児童数	1,150	1,185	1,158	1,144	1,158	1,108	1,098	990	966	917
就学前児童に対する充足率	56.1	58.2	59.8	61.4	64.3	65.8	69.1	66.8	69.5	69.7
定員に対する充足率	92.4	90.8	90.1	91.2	87.1	83.8	83.1	89.8	78	73.7

※H30年度以降は認定こども園(保育部分)を含む

エ 保育所等施設一覧表(令和5年4月1日現在)

設置主体	施設の名称	所在地	施設長	電話番号
市	吉田保育所	吉田 2376-1	城 戸 美 代 子	65-1002
市	新山保育所	山口 3281-1	村 上 真 理 子	65-1080
市	北川保育所	走出 4100-1	荒 川 真 奈 美	65-0204
市	城見保育所	用之江 2318-2	細 川 映 理 子	66-1701
市	(休所) 外浦保育所	神島外浦 1566	—	—
市	(休所) 真鍋島保育所	真鍋島 4007-2	—	—
市	青空認定こども園	カプト南町 188	料 治 聡 子	67-3164
市	ひまわり認定こども園	八番町1-8	永 原 悦 子	62-2310
(福)	和光みらい園	富岡 277-5	山 名 照 知	67-0802
個	(休園) 双葉保育園	笠岡 294	—	—
(福)	金浦認定こども園	金浦 1565	木 村 和 子	66-0190
(福)	つばくろ認定こども園	西大島 1756	清 水 明	67-0127
(福)	富岡保育園	富岡 605	伊 藤 季 実	62-2487
(福)	まやこども園	笠岡 2786-2	無 垢 品 政 子	63-1567
(福)	若竹保育園	小平井 2096-1	高 橋 敦 子	62-4114
(福)	新川こども園	金浦 737-1	片 岡 丸 恵	66-1668
(福)	笠岡認定こども園	笠岡 3190-1	無 垢 品 巖 生	62-3438
(福)	太陽の森認定こども園	生江浜 1079-5	山 足 千 賀 子	60-0233

オ 保育所等保育料(月額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
		0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0
		0	0	0
第3階層	市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	14,000	0	0
		13,800	0	0
第4階層	市町村民税のうち所得割が48,600円未満である世帯	18,100	0	0
		17,800	0	0
第5階層	" 48,600円以上 52,200円未満	22,200	0	0
		21,800	0	0
第6階層	" 52,200円以上 69,000円未満	25,900	0	0
		25,500	0	0
第7階層	" 69,000円以上 97,000円未満	26,600	0	0
		26,100	0	0
第8階層	" 97,000円以上 116,200円未満	30,000	0	0
		29,500	0	0
第9階層	" 116,200円以上 139,000円未満	35,000	0	0
		34,400	0	0
第10階層	" 139,000円以上 169,000円未満	43,000	0	0
		42,300	0	0
第11階層	" 169,000円以上 191,200円未満	46,900	0	0
		46,100	0	0
第12階層	" 191,200円以上 214,000円未満	49,000	0	0
		48,200	0	0
第13階層	" 214,000円以上 301,000円未満	51,200	0	0
		50,300	0	0
第14階層	" 301,000円以上	53,400	0	0
		52,500	0	0

4月～8月は、前年度市民税額 9月～3月は、当該年度市民税額

4月1日時点の年齢が3～5歳及び市民税非課税世帯の0～2歳の保育所等利用料は、令和元年10月以降無償化されました。

◆第2子の保育料

・一般世帯の方

上の子と同時入所している場合、徴収金基準額の4分の1となります。

同時入所をしていない場合、市民税所得割額が57,700円未満の方は、徴収金基準の4分の1、市民税所得割額が57,700円以上の方は、徴収金基準額の半額となります。

ただし、市民税非課税世帯の方は、同時入所しているかいないかに関わらず、無料となります。

・ひとり親等世帯の方

上の子と同時入所している場合、徴収金基準額の 4 分の 1 となります。

同時入所をしていない場合、市民税所得割額が 77,100 円を超える方は、徴収金基準額の半額となります。ただし、以下の世帯の方は、同時入所しているかいないかに関わらず、無料となります。

①市民税非課税世帯

②ひとり親等世帯で市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯

◆第 3 子以降の児童の保育料について

第 3 子以降の児童全員が無料になります。

(2)助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由などにより、入院助産を受けることができない妊産婦が、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができる施設です。

【措置条件】

上記に該当する方。ただし、市民税課税世帯で、かつ社会保険等からの出産に関する給付が 500,000 円以上あるときは、原則措置できません。

(3)母子生活支援施設

児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子又はこれに順ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

【措置条件】 上記に該当する方から申込みがあったとき。

(4)児童厚生施設

児童福祉法第 40 条に規定する施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設です。

ア 大井児童館

休館日：毎週火曜日、第 3 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

利用者数 延べ 6,712 人(令和 4 年度実績)

(5)放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童館や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

(令和5年4月1日現在)

児 童 ク ラ ブ 名	活 動 場 所	児 童 数	児 童 ク ラ ブ 名	活 動 場 所	児 童 数
笠岡ゆうゆうクラブ1組	笠岡小学校内	24	城見なかよしクラブ	城見小学校内	43
笠岡ゆうゆうクラブ2組	笠岡小学校内	23	陶山わくわくクラブ	陶山小学校内	11
笠岡児童クラブ「きらきら」	笠岡認定こども園内	42	大井のびのびクラブ	大井小学校内	24
まや児童クラブ	まやこども園内	13	若竹ひまわりクラブ	若竹保育園内	36
中央あいあいクラブⅠ	中央小学校内	45	吉田どんぐりクラブ	吉田小学校内	37
中央あいあいクラブⅡ	中央小学校内	44	新山つくしんぼクラブ	新山小学校内	19
中央あいあいクラブⅢ	中央小学校内	36	北川キララ	北川小学校内	17
中央あいあいクラブⅣ	中央小学校内	42	大島学童クラブ	JA 大島西支店跡	43
和光学童クラブ	和光みらい園内	54	神内すまいるクラブ	神内小学校内	38
金浦にこにこクラブ	金浦小学校内	44			

(6)地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の乳幼児がいる家庭を対象に、交流の場の提供及び、相談・援助、イベント等を行っています。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

ア 一般型 …… 笠岡中央子育て支援センター(和光みらい園内 67-7830)
まや子育てサポートセンター (まやこども園内 69-2626)
わかたけ地域子育て支援センター(若竹保育園内 62-4560)
子育て支援センターまんまる(つばくろ認定こども園内 67-0127)
子育てひろば「あおぞら」
(認定 NPO 法人ハーモニーネット未来内 63-4955)

イ 連携型 …… 大井児童館(63-0443)

(7) 保育支援サービス

利用料は有料です。それぞれの実施場所へお尋ねください。

ア 延長保育 …… 私立保育園, 私立認定こども園

保育所入所児童を対象に、開所時間の前後において保護者の就労等により児童に保育の必要性がある場合に預かります。

イ 休日保育 …… 笠岡認定こども園(62-3438)

保育所入所児童を対象に、日曜・国民の祝日等において保護者の就労等により児童に保育の必要性がある場合に預かります。

ウ 一時預かり …… 和光みらい園(67-0802) 富岡保育園(62-2487)

太陽の森認定こども園(60-0233)

就学前児童を対象に、保護者の傷病、災害、看護、介護などにより児童が緊急かつ一時的に保育の必要性がある場合に預かります。

エ 病児・病後児保育 …… 笠岡第一病院すこやかキッズルーム(67-0211)

小学校6年生までの児童を対象に、病気の療養中又は回復期にあり集団保育が困難な場合、一時的に専用施設で預かります。

オ ファミリー・サポート事業 …… 笠岡市ファミリーサポートセンター(63-5067)

地域の中での子育て支援と児童の福祉の向上を目的として、会員組織により保育所の開始前や終了後の育児や送り迎え等育児に関する相互援助活動を行います。

(8) 児童扶養手当

父母の離別、父または母の死亡などによるひとり親家庭で子ども(18歳到達後最初の3月31日まで、または一定程度の障害の状態にある場合は20歳到達前日まで)を「監護している母」または「監護し、かつ生計を同じくしている父」または「父母以外で児童を養育している方」に支給されます。ただし所得制限があり、支給額が0円となる場合があります。

(例)支給額(令和5年4月から)児童1人の場合

全部支給 …… 月額44,140円。

一部支給 …… 所得に応じて、月額44,130円から10,410円までの額。

対象児童が2人の場合は、上記の金額に10,420～5,210円加算、3人目以降は、さらに6,250～3,130円ずつ加算されます。

(9)母子寡婦福祉事業関係

ア 母子父子自立支援員

ひとり親家庭に関し必要な実情を把握し、各種相談に応じ指導・助成し母子父子福祉の増進に努めます。 母子父子自立支援員 1名

(ア)母子父子世帯の状況

(令和5年3月末現在)

世帯数	原因別					
	死別			生別		
474	病 気	事 故	小 計	離 婚	その他	小 計
	15	4	19	387	68	455

(イ)母子父子相談件数(令和4年度)

(単位:件)

相談内容	生活一般	児童養育	生活援護	その他	合 計
件 数	77	34	428	0	539

イ 母子父子寡婦福祉法に関する援護の状況

(ア)母子父子寡婦福祉資金貸付状況 (令和4年度)

(単位:円)

貸付金の種類	修学資金	就学 支度金	修業資金	転宅資金	住宅資金	生活資金	医療介護 資金
貸付件数	1件	1件	1件	0件	0件	0件	0件
貸付金額	770,000円	580,000円	468,000円	0円	0円	0円	0円

※各種制度を紹介し、相談者が他制度を選択。

(イ)笠岡市遺児激励金支給状況(令和4年度)

(単位:円)

激励金の種類	入学激励金	卒業激励金	保護者死亡見舞金
件 数	4件	5件	0件
金 額	4万円	5万円	0円

(10)子育て支援コンシェルジュ

子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置。

児童、保護者、妊婦の方のご相談をお伺いして、教育・保育施設や地域の子育て支援事業など、その方にとって最適なサービスをご紹介します。

(11)子どものショートステイ事業

保護者の方が病気や出産、出張などの理由で、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった時に、児童養護施設で1週間以内を原則として、お子さんをお預かりします。

利用料金は、家庭の状況によって、1日当たり次の利用料になります。

区 分			利用料(円)
2歳以上児	生活保護世帯		0
	市民税非課税世帯	母子・父子・養育家庭	
		その他の世帯	1,100
	上記以外の世帯		2,800

利用前に手続きが必要ですので、子育て支援課までお問い合わせください。

(12)要保護児童対策事業関係

ア 笠岡市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども(要保護児童)に関する情報の交換や支援を行うための協議を行います。

《構成員》 倉敷児童相談所,備中保健所井笠支所,笠岡警察署,岡山地方法務局笠岡支局,
民生委員・児童委員協議会,愛育委員協議会,笠岡人権擁護委員協議会,
保育協議会,幼稚園長会,小学校長会,中学校長会,教育委員会,笠岡医師会,
笠岡市社会福祉事業会,笠岡市社会福祉事務所,人権推進課,子育て支援課

(ア) 代表者会議 …………… 地域協議会の構成員の代表者による会議

(イ) 実務者会議 …………… 実際に活動する実務者から構成される会議

(ウ) 個別ケース検討会議…要保護児童について,その子どもに直接関わりを有している担当者や
今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により,その
子どもに対する具体的な支援の内容等を検討します。

イ こども相談

平日の相談が難しい方を対象に,日程調整の上,子育て支援課で実施します。

相談員…社会福祉士,家庭相談員,子ども家庭支援員,保健師,臨床心理士

ウ 児童虐待防止推進事業

(ア)オレンジリボン(子ども虐待防止)の着用

(イ)懸垂幕の掲出(11月1日～30日:児童虐待防止推進月間)

(ウ)イベントで啓発用チラシ等の配布

(エ)市民に向けた啓発作品の募集及び表彰,市ホームページから閲覧可能

(13)母子保健事業

ア 母子保健

	事業名	内容	R4年度実績	
			回数	人員等延
妊娠・出産期 ↓ 乳幼児期 ↓ 学童期	一般不妊治療支援事業	治療費の一部を補助		5
	特定不妊治療支援事業	治療費の一部を補助		4
	母子健康手帳交付	手帳の交付,保健師による妊婦面接		207
	妊婦歯科健康診査	委託医療機関での健康診査	1人1回	52
	妊婦一般健康診査	委託医療機関での健康診査	1人14回	2,158
	島しょ部妊産婦等交通費助成	妊産婦等が健診や予防接種時に利用した定期旅客船の往路運賃を助成	1人24回	2
	妊婦家庭訪問	保健師による訪問指導		15
	ハイリスク妊産婦・新生児連絡票	医療機関からの連絡		22
	新生児聴覚検査			183
	こんにちは赤ちゃん家庭訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭へ家庭訪問		母224 児229
	未熟児訪問	保健師による訪問		19
	養育医療の進達給付決定(H25年度～)	未熟児の養育医療給付申請書の決定		9
	3～4か月児健康診査	診察・離乳食指導・保育相談等	12回	175
	9～10か月児健康診査(コロナによる振り替え)	診察・離乳食指導・保育相談等	-	-
	乳児精密健康診査	委託医療機関での精密健康診査を実施		14
	乳児一般健康診査	委託医療機関での健康診査	1人2回	285
	ごっくん!かみもぐ教室	離乳食講習会※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止	2回	12組
	1歳6か月児健康診査	内科・歯科診察,幼児食指導,保育相談・言葉の相談	12回	180
	1歳6か月児精密健康診査	委託医療機関にて精密健康診査を実施		2
学童期	2歳児歯科検診	ハイリスク児を対象に歯科診察・歯科保健指導,栄養・保育相談,心理相談※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止	4回	61
	2歳児子育て教室	発達支援教室	12回	実18延117
	3歳児健康診査	内科・歯科診察,幼児食指導,保育相談・心理相談,検尿,視力・聞こえ確認	11回	200
	3歳児精密健康診査	委託医療機関での精密健康診査を実施		40
	弱視等治療用眼鏡給付事業	治療用眼鏡の購入費用の一部を給付		0
母子訪問指導		乳幼児等の訪問指導		92
親子料理教室		親子で食について学ぶ ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため縮小	6回	親32 子69

イ 定期予防接種の接種者数

種 類		対 象	R2年度	R3年度	R4年度
個 別 接 種	BCG	生後 0～12 か月未満	243	181	161
	ロタウイルス	1価: 生後 6 週～24 週 5価: 生後 6 週～32 週	183	351	389
	ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後 2 か月～5 歳未満	951	693	722
	小児用肺炎球菌	生後 2 か月～5 歳未満	938	692	722
	B型肝炎※4	1 歳未満	695	509	515
	四種混合※1	1 期 生後 3～90 か月未満	978	738	689
	二種混合	2 期 11 歳以上 13 歳未満	329	279	286
	三種混合	1 期 生後 3～90 か月未満	0	0	0
	不活化ポリオ※2	生後 3～90 か月未満	0	0	0
	麻しん・風しん混合	1 期 生後 12～24 か月未満	229	198	169
		2 期 小学校就学 29 年度	308	256	266
	水痘※3	生後 12～36 か月未満	454	417	340
	日本脳炎	1 期 生後 6～90 か月未満	1,004	589	719
		2 期 9 歳～13 歳未満	444	184	410
	子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス)	小学校 6 年生～高校 1 年生	80	143	307

※1 平成 24 年 11 月から三種混合に不活化ポリオ追加

※2 平成 24 年 9 月から生ポリオは不活化ポリオへ移行

※3 平成 26 年 10 月から水痘は定期接種化

※4 平成 28 年 10 月からB型肝炎は定期接種化

※5 令和2年 10 月からロタウイルスは定期接種化

◎ 日本脳炎は平成 23 年 5 月から積極的な勧奨が差し控えられた時期があったことから平成 7 年 4 月 2 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日の間に生まれた人については、4～20 歳未満まで接種対象としている。

◎ 三種混合は四種混合の導入の定着等で、平成 28 年度～令和3年度は接種者なし。

◎ 子宮頸がん等ワクチン接種については、平成 26 年 6 月に厚生労働省より積極的な接種勧奨の差し控えの通知があったため、市としても接種勧奨を差し控えているが、令和 2 年 10 月 9 日付厚生労働省の通知により対象者への個別通知を行う旨の勧告があったため、令和 3 年 7 月に個別通知を行った。

ウ 個別予防接種引き受け医療機関一覧

(令和5年4月末現在)

医療機関名	B型肝炎	ヒブ	小児肺炎球菌	四混・二混・三混	ロタ	BCG	麻しん・風しん混合	水痘	日本脳炎	おたふく	子宮頸がん	65歳以上	
												インフルエンザ	肺炎球菌
安倍医院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
猪木医院	★	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★	★	★
植木内科	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
おぐるすハートクリニック				◆			★	★	★	★		★	★
小田内科医院	★			△			★	★	★	★	★	★	★
笠岡市立市民病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡第一病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡中央病院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
きのこエスポール病院												★	★
木野山医院	★	★	★	★			★	★	★	★		★	★
斎藤内科消化器科				△			★	★	★	★	★	★	★
さくらい内科小児科医院金浦診療所	★	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★	★	★
さくらい内科小児科医院茂平診療所	★	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★	★	★
さとう消化器肛門外科												★	
鈴木医院				★			★	★	★			★	★
谷口クリニック	★	★	★	★	★		★	★	★	★	★	★	★
坪田医院												★	★
西井ウィメンズクリニック											★		
西井クリニック												★	★
平山内科整形外科クリニック				★			★	★	★	★	★	★	★
みやけこどもクリニック	★	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★	★	
村上脳神経外科内科	★			★			★	★	★			★	★
ももの里病院												★	★
渡辺クリニック	★	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★	★	★
島しょ部	高島診療所											★	★
	北木島診療所											★	★
	豊浦分院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	白石島診療所											★	★
	飛島診療所											★	★
	真鍋島診療所											★	★
	六島診療所											★	★

▲:三混不可 ◆:三混のみ △:二混のみ ★:実施

5 健康増進・保健事業

○笠岡市

(1) 地域保健の現状と重点目標

ア 現状

高齢化が進行する中、国は『国民の健康寿命が延伸する社会』の構築を目指して、現役世代からの健康づくり対策の推進を掲げています。笠岡市では、健康づくりの総合計画である「笠岡市健康づくり計画(第2期計画)」を策定し、【「食の見直し」^{たす}＋(今より歩く)^{かける}×(仲間で一緒に)】をキャッチフレーズに子どもから高齢者までのすべての年代で健康づくりに取り組む人を増やすことにより健康寿命の延伸を目指します。

また平成30年度に笠岡市健康づくり計画(第2期計画)の中間評価を行い、平成31年度から新たに「自殺予防の取り組み」を加え、計画の推進に努めています。

イ 重点目標

- ①市民一人ひとりの健康づくりを支援する地域づくり
- ②特定健診、特定保健指導等を通じた生活習慣病の予防及び重症化予防の推進
- ③がん検診の受診率向上によるがんの早期発見
- ④レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス計画の推進

(2) 健康増進事業の概要

健康増進法 第2章 基本方針等(第8条2項)

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

ア 市民や地域との協働による健康づくりの実践

(ア)「笠岡市健康づくり計画(第2期計画)」の推進(平成26年3月策定、平成31年3月中間評価実施)

(イ)各種保健団体の育成

a 愛育委員による声かけ見守り事業の実施

(愛あい訪問の実施、高齢者の見守り訪問)

b 栄養委員による各種食生活改善事業や食育推進事業の実施

(栄養伝達講習会、生活習慣病予防の食生活改善、親子料理教室、男性料理教室、高齢者料理教室等)

c ヘルスアップリーダーによる運動の推進

(ぐるりんウォークの実施、オリジナル体操・オリジナル棒体操の普及)

イ 健康診査・保健指導などを受けやすい環境づくり

(ア)特定健康診査・特定保健指導の実施

(イ)健康相談・健康教育・保健指導の実施

(ウ)健康手帳の交付

(エ)各種がん検診の実施

(オ)後期高齢者健康診査の実施

(カ)高齢者の介護予防の推進を目的とした体操教室の実施

(キ)歯科保健事業の実施

ウ 感染症の予防

(ア)高齢者のインフルエンザ予防接種

区 分	対 象 者	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
定期接種	65 歳以上	8,543	8,773	11,777	9,545	9,428

(イ)成人用肺炎球菌ワクチン予防接種

区 分	対 象 者	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
定期接種	H30 年度中に、「65 歳,70 歳,75 歳,80 歳,85 歳,90 歳,95 歳,100 歳になる者,「60 歳以上 65 歳未満で重度の内部障害の者」	968	465	457	334	343

※定期接種は,平成 26 年 10 月 1 日から実施

(ウ)風しんワクチン予防接種

区 分	対 象 者	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
定期接種	S37.4.2～S54.4.1 生まれの男性	340	108	141	35

※令和元年度からの制度です。

(エ)感染症予防への意識啓発

エ 健康診査・保健指導実施状況

* 健康診査以外の事業実施状況(健康管理手帳の交付を除く)

事 業 名	内 容	回 数	参加人員(延)
地区健康教育	介護予防	4	69
特定保健指導 (生活習慣病予防)	特定健康診査の結果,内臓脂肪の蓄積により引き起こされる生活習慣病に対して,個人の生活習慣改善に向けて,個人に合った支援・指導を行う。		動機付け支援 54 積極的支援 6
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ,必要な助言や相談を行う。	2	13
訪問指導	生活習慣病予防及び生活機能改善等の要指導者に対し,保健師,管理栄養士が行う訪問指導。		288

* 各種健康診査の実施状況

事業名	対象	R3 年度	R4 年度	備考
特定健康診査	40～74 歳 国保被保険者	2,598	2,355	集団及び個別
後期高齢者健診	75 歳以上	1,136	1,254	集団及び個別
胃がん検診(X 線)	40 歳以上	697	630	集団及び個別
胃がん検診(内視鏡)		634	668	個別
子宮頸部がん検診	20 歳以上	1,386	1,161	集団及び個別
子宮体部がん検診		9	4	個別
肺がん検診 (喀痰検査)	40 歳以上	4,862 (46)	4,789 (45)	集団及び個別
乳がん検診(超音波)	30～39 歳	33	28	個別
乳がん検診 (乳房 X 線検診)	40 歳以上	1,243	1,163	集団及び個別
大腸がん検診	40 歳以上	2,483	2,567	集団及び個別
前立腺がん検診	50 歳以上	962	984	集団及び個別

* H28 年度から乳がん検診の方法を一部変更・・・30～39 歳は視触診＋乳房超音波検査

(個別健診のみ)を実施, 40 歳以上は視触診＋乳房 X 線検査を実施

H29 年度から国及び県の指針に基づき, 視触診のみを廃止

R3 年度から国及び県の指針に基づき, 視触診を廃止

* 参考・・・検診機関

(陸地部)

・岡山県健康づくり財団

胸部レントゲン(結核・肺がん), 喀痰細胞診, 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん・子宮頸部がん・大腸がん・乳がん(乳房 X 線)検診, B 型・C 型肝炎検査

・笠岡医師会

胸部レントゲン(結核・肺がん), 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん(X 線及び内視鏡検査)・子宮(頸部＋体部)がん・大腸がん・乳がん(乳房 X 線)・乳がん(乳房超音波)検診, B 型・C 型肝炎検査, オプション検査(腹部超音波検査, 頸部超音波検査, 脳 MRI 検査)

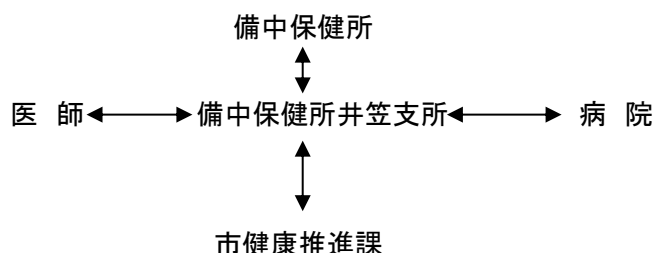
(島しょ部)

・岡山済生会総合病院(済生丸)

胸部レントゲン(結核・肺がん), 喀痰細胞診, 特定健康診査, 後期高齢者健康診査, 前立腺がん・胃がん・子宮頸部がん・乳がん(乳房 X 線)検診, 大腸がん検診

オ 感染症予防および健康危機管理に関すること

(ア) 患者発生時の連絡網は、次のとおり



(イ) 結核予防に関すること

結核レントゲン検診(65歳以上の一般住民を対象)令和4年度実績 4,091名

カ 成人歯科保健に関すること

(ア) 8020運動の推進

(イ) 歯周病検診受診者

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
8020達成者表彰	56 名	53 名	23 名	39 名	62 名
歯周疾患検診受診者	87 名	90 名	26 名	77 名	80 名

※参考…検診機関 笠岡・小田歯科医師会

キ 介護予防に関すること

(ア) 元気高齢者への介護予防への普及啓発活動の推進

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
オリジナル体操	605 回	696 回	547 回	478 回	555 回
体操教室の実施	106 回	103 回	34 回	38 回	51 回

ク その他の保健に関すること

(ア) 献血推進事業

地区献血推進委員会、高校、企業の協力により献血事業を実施

令和4年度実績 受付件数 857 件 うち実施件数 769 件

(イ) 休日当番医制事業

休日における救急患者の医療を確保するため、笠岡医師会に委託し事業を実施

住民へは、「広報かさおか」、新聞及び笠岡放送で周知

(ウ) 二次救急医療体制整備事業

休日における重症救急患者の医療を確保するため、岡山県二次救急医療体制整備実施要綱に基づいて事業を実施

(3) 診療施設の概要

ア 真鍋島診療所

(ア) 開 設 場 所 笠岡市真鍋島 4023-1

(イ) 開設年月日 昭和 18 年 3 月 1 日(昭和 48 年 7 月 1 日改築)

(ウ)建 物 木造 2 階建 221.56 m²
 (エ)診 療 科 目 内科・小児科・外科・整形外科・放射線科
 (オ)運 営 医師 1 名(笠岡市立市民病院外 2 病院からの医師派遣)看護師 3 名

イ 六島診療所

(ア)開 設 場 所 笠岡市六島 5858-5
 (イ)開設年月日 昭和 37 年 8 月 1 日(平成 15 年 4 月 1 日改築移転)
 (ウ)建 物 木造平屋建 39.7 m²
 (エ)診 療 科 目 内科
 (オ)運 営 笠岡市立市民病院から医師派遣, 看護師 2 名

ウ 北木島診療所

(ア)開 設 場 所 笠岡市北木島町 3802-53
 (イ)開設年月日 平成 14 年 9 月 1 日
 (ウ)建 物 93.15 m²(旧北木小学校の一部を転用)
 (エ)診 療 科 目 内科
 (オ)運 営 医療法人緑十字会を指定管理者として運営を委託

エ 飛島診療所

(ア)開 設 場 所 笠岡市飛島 5920-2
 (イ)開設年月日 平成 16 年 7 月 1 日
 (ウ)建 物 43.2 m²(旧飛島中学校の一部を転用)
 (エ)診 療 科 目 内科・リハビリテーション科
 (オ)運 営 福嶋医院に診療業務を委託

オ 高島診療所

(ア)開 設 場 所 笠岡市高島 5039-1
 (イ)開設年月日 平成 18 年 11 月 1 日
 (ウ)建 物 32.28 m²(自治会所有の建物を一部賃貸)
 (エ)診 療 科 目 内科
 (オ)運 営 笠岡第一病院から医師派遣, 看護師 2 名

カ 白石島診療所

(ア)開 設 場 所 笠岡市白石島 570-2
 (イ)開設年月日 平成 27 年 8 月 4 日
 (ウ)建 物 木造 2 階建 182.74 m²
 (エ)診 療 科 目 内科, 皮膚科
 (オ)運 営 医師 1 名(笠岡市立市民病院・岡山赤十字病院から医師派遣) 看護師 1 名
 事務員 1 名

6 生活保護制度

○ 笠岡市

(1) 生活保護法抜粋

ア 生活保護の目的(法第1条)

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

イ 無差別平等の原理(法第2条)

国民は誰でも、要件を満たす限り、無差別平等に保護を受けることができる。

ウ 最低生活保障の原理(法第3条)

保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない。

エ 補足性の原理(法第4条)

保護を受けるにあたっては、その世帯のすべての世帯員が、生活をささえるためにいろいろな努力をする必要がある。すなわち、次のとおり。

(ア)稼働能力のある者は働くこと。ただし、乳幼児の養育や病人等の看護のため働けない者を除く。(能力の活用)

(イ)資産のある者は、その資産を売却するとか賃貸しするとかして生活費などにあてること。(資産の活用)

(ウ)扶養義務者の扶養を受けることができる者は、まずその扶養を受けること。(私的扶養の優先)

(エ)他の法律や制度で給付を受けられる場合は、まずその給付を受けること。(他法他施策の優先)

以上のような手段をつくして、なお生活ができない場合にその足りない分について保護を受けることができる。

ただし、生活の困窮状態が急迫しているため、そのような手段を講じている余裕のない時は、とりあえず保護を受けることができる。

オ 申請保護の原則(法第7条)

保護の実施は、急迫した事由による場合を除き、申請に基づいて行われる。

カ 基準及び程度の原則(法第8条)

(ア)保護の基準は、厚生労働大臣が定める。

(イ)保護の基準は、最低生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないもので

なければならない。

(ウ) 程度の決定は、被保護者についての資産調査に基づき行われる。

キ 必要即応の原則(法第9条)

保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等の相違に応じ、又保護の種類・程度及び方法は、要保護者の実際の必要に応じ、有効かつ適切に定められなければならない。

ク 世帯単位の原則(法第10条)

保護の要否及び程度の決定は、世帯を単位として行われる。

ただし、世帯単位の取扱が適当でないときは、個人単位で行うことができる。

(2) 保護の種類(法第11条～法第18条)

- ア 生活扶助 : 衣食など日常生活に必要な扶助。
- イ 教育扶助 : 義務教育に必要な教材費・給食費などの扶助。
- ウ 住宅扶助 : 地代・家賃や住宅の維持のために必要な扶助。
- エ 介護扶助 : 介護のために必要な扶助。
- オ 医療扶助 : 病気・けがの入院や治療に必要な扶助。
- カ 出産扶助 : 出産のために必要な扶助。
- キ 生業扶助 : 事業を始めるとき、技能修得・就職に必要な扶助。
- ク 葬祭扶助 : 葬祭のために必要な扶助。

(3) 保護施設の種類(法第38条～法第48条)

ア 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

イ 更生施設

身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

ウ 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設。

エ 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設。

オ 宿泊提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設。

(4)生活保護世帯等

1 生活保護の世帯・人員及び保護率の推移

(保護率: %)

年 度	H31年 3 月末	R2 年 3 月末	R3 年 3 月末	R4 年 3 月末	R5 年 3 月末
世 帯	339	315	303	312	319
人 員	406	371	347	360	367
保護率	0.82	0.77	0.74	0.79	0.78

2 生活保護の世帯類型別被保護世帯数の推移

()内構成比: %

年 度	H31年 3 月末	R2 年 3 月末	R3 年 3 月末	R4 年 3 月末	R5 年 3 月末
高齢者 世 帯	177 (52.2)	182 (57.8)	169 (55.8)	169 (54.2)	161 (50.5)
母 子 世 帯	9 (2.7)	4 (1.3)	5 (1.7)	4 (1.3)	5 (1.5)
傷病,障害者 世 帯	114 (33.6)	92 (29.2)	91 (30.0)	97 (31.1)	103 (32.3)
その他の 世 帯	39 (11.5)	37 (11.7)	38 (12.5)	42 (13.4)	50 (15.7)



生活保護年度別推移状況

(単位:世帯,人,千円)

区 分	年 度	H30	R1	R2	R3	R4
	保護率	0.84	0.77	0.74	0.79	0.78
生 活 扶助費	世帯数	3,316	2,978	2,766	2,839	3,024
	人 員	3,948	3,520	3,185	3,255	3,543
	支出額	208,184	185,741	189,442	165,153	177,922
住 宅 扶助費	世帯数	2,327	2,106	2,040	2,132	2,289
	人 員	2,760	2,445	2,345	2,441	2,678
	支出額	46,591	42,035	2,739	42,804	45,589
教 育 扶助費	世帯数	83	53	48	41	75
	人 員	118	107	78	53	114
	支出額	1,197	1,017	503	492	506
医 療 扶助費	世帯数	3,617	3,309	3,109	3,142	3,312
	人 員	4,000	4,082	3,413	3,466	3,710
	支出額	392,903	373,824	322,684	341,690	344,675
出 産 扶助費	世帯数	0	0	0	0	0
	人 員	0	0	0	0	0
	支出額	0	0	0	0	0
生 業 扶助費	世帯数	48	48	36	18	14
	人 員	48	48	36	18	14
	支出額	529	958	532	309	161
葬 祭 扶助費	世帯数	6	1	1	2	1
	人 員	6	1	1	2	1
	支出額	828	798	321	393	432
介 護 扶助費	世帯数	800	807	726	713	776
	人 員	827	833	741	713	786
	支出額	12,498	14,225	12,962	12,444	18,012
施 設 事務費	支出額	80,364	74,574	37,628	67,015	68,829
合 計	支出額	743,094	693,172	566,811	630,300	656,126

7 共同募金・日赤

○ 社会福祉協議会

(1)「赤い羽根」共同募金運動の推進

共同募金運動は、「国民たすけあい」の精神を基調とした地域社会の自主的活動について、民間社会福祉事業を推進するための全国的運動であり、地域の民間社会福祉施設及び福祉団体・社会福祉協議会の活動資金に配分することを目的とした募金活動です。10月1日には福祉やボランティア関係団体等に協力をしてもらい、街頭募金を駅前やスーパー前など計4か所で開催しています。

ア 災害義援金

災害時の義援金の募集をおこなっています。

(2)歳末たすけあい運動の推進

「みんなでささえあい、新たな年につなぐあたたかい地域づくり」をスローガンに、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、市民によびかけ「歳末たすけあい運動」を展開している。平成21年度より「地域に根ざした配分事業」のさらなる推進の為に、地域福祉団体助成事業を実施しています。

《配分内訳》

対 象 者	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
要 援 護 世 帯	410,000 円	385,000 円	370,000 円	350,000 円
要 援 護 者 (障 が い 者 等)	747,000 円	726,000 円	693,000 円	630,000 円
遺 児	621,000 円	645,000 円	594,000 円	594,000 円
寝 た き り 老 人	24,000 円	21,000 円	21,000 円	9,000 円
福 祉 施 設 入 所	234,000 円	318,000 円	314,000 円	314,000 円
地 域 福 祉 団 体 助 成 事	451,692 円	440,250 円	350,000 円	550,000 円
民生委員児童委員協議会	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
行政協力委員協議会	295,700 円	296,100 円	288,900 円	283,200 円
災害支援等地域貢献活動	0 円	0 円	100,000 円	100,000 円
地 域 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	2,181,005 円	2,147,626 円	2,082,791 円	2,100,055 円
事 務 費	538,648 円	390,466 円	359,416 円	359,416 円
合 計	5,703,045 円	5,569,442 円	5,373,107 円	5,452,40 円

《募金額内訳》

	R3 年度	R4 年度
共 同 募 金	7,964,416 円	7,930,233 円
歳 末 た す け あ い 募 金	5,373,107 円	5,452,403 円

○ 笠岡市

(1) 赤十字会員増強運動年次経過

年度 項目	H30	R1	R2	R3	R4
目標額(円)	7,051,000	6,478,000	5,937,000	5,718,000	5,712,000
実績額(円)	7,936,500	7,850,500	7,633,500	7,426,000	7,292,500
会員数(人)	10,634	10,653	10,369	10,234	10,062
達成率(%)	112.6	121.2	128.6	129.9	127.7

8 老人福祉

○ 社会福祉協議会

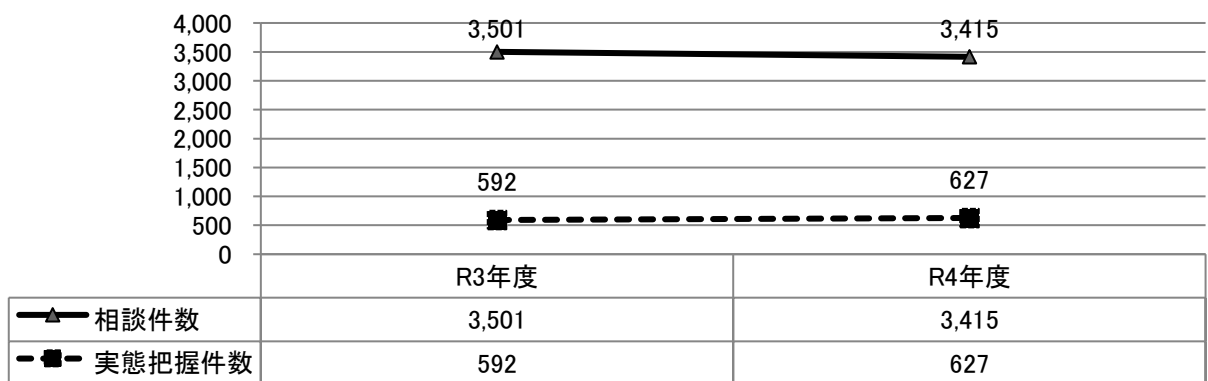
(1) 地域包括支援センター

地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、高齢者にかかわる様々な支援を行います。高齢者の実態把握、地域におけるネットワークの構築、保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進、権利擁護に関する連携・支援、包括的・継続的なケアマネジメントの支援に取り組み、実践していくことを主な業務としています。

(ア) 総合相談支援業務・高齢者実態把握事業

各地区(社協支部単位)に主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の三職種を配置し、三職種が連携を図り包括的に支援を行っています。

① 相談件数と実態把握数の推移



② 総合相談内容

内容 年度	総合相談内容							
	介護相談	福祉相談	介護予防	認知症	健康医療 ※1	虐待・ 権利擁護	その他	
R4 年度延べ件数	2,081	905	26	296	489	200	43	
実人数	1,023	372	24	124	228	50	39	
	継続	443	310	24	107	209	27	33
	新規	580	62	0	17	19	23	6
	上記の内 終結人数	725 (70.9%)	191 (51.3%)	6 (25.0%)	48 (38.7%)	110 (48.2%)	16 (32.0%)	16 (41.0%)
R3 年度延べ件数	2,325	626	11	478	665	143	231	
実人数	938	272	9	189	225	50	115	

※1 健康医療内訳実人数 R4 年度 アルコール 4(新規 1 継続 3)終了 1(25%)
精神 37(新規 1 継続 36)終了 17(45.9%)
健康 187(新規 17 継続 170)終了 92(49.2%)

なお、1件の相談に対し、複数項目の相談内容があるため、相談件数と内容数の合計は一致しない

③実態把握

笠岡市から名簿の提供を受け、下記の人を対象に実態把握を実施しました。

- (ア)75 歳以上の介護認定、健診情報及び医科レセプトがない被保険者
- (イ)いきいき百歳体操中断者
- (ウ)独居搬送高齢者や、サービス未利用で状況把握が必要と判断した高齢者
- (エ)引きこもり高齢者(生活福祉課から情報提供を受けた人)

	対象者数	把握数	把握率
(ア)後期高齢医療連合	312	115	36.9%
(イ)百歳体操中断者	172	72	41.9%
(ウ)独居搬送・未利用者	14	13	92.9%
(エ)引きこもり高齢者	12	2	16.7%
合 計	510	202	39.6%

この他、地域や病院などから相談のあったケースとして 425 件の訪問を行っています。また、高齢者以外の相談として 59 件相談を受けました。その内、重層的支援体制整備事業移行準備事業への取組として 38 件をつないでいます。

④地域との連携強化

各地区民生委員・児童委員協議会へ出席し、民生委員活動と包括・社協活動との情報の集約、共有等の連携強化を図っています。

(イ) 権利擁護事業

高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心した生活が確保できるように、虐待防止の方策及び支援を行うため、笠岡市高齢者虐待防止支援チーム会議を開催し、虐待者及び被虐待者の支援を協議し、虐待防止に努めています。

また、判断能力が低下した方に対して、成年後見制度の活用等相談に応じ、高齢者の権利擁護を行っています。

①各種件数

高齢者虐待相談通報件数	<u>31 件</u> (R3 年度実績:20 件)
高齢者虐待新規登録件数	<u>15 件</u> (R3 年度実績: 6 件)
高齢者虐待継続件数	<u>24 件</u> (R3 年度実績:21 件)

②相談・通報対応及び通報者内訳と立入り調査

相談・通報があった 31 件に「訪問・面談による事実確認調査」をおこないました。

通報者内訳

警察	行政機関	家族親族	本人	介保(事業所)	介保(ケアマネ)	地域住民	医療機関	その他	総計
7	7	4	2	2	5	3	1	0	31

高齢者虐待防止法第 11 条に基づく立入り調査は無し。

③虐待の種類

虐待の種類	R3 年度	R4 年度
身体的虐待	4 件	11 件
心理的虐待	2 件	7 件
介護の世話の放棄・放任	2 件	2 件
経済的虐待	1 件	2 件
セルフネグレクト	0 件	1 件
性的虐待	0 件	0 件

※虐待新規登録件数の種別記載(R3 年度 6 件, R4 年度 15 件の虐待分類) 重複あり

④高齢者虐待防止支援チーム開催状況

月日	会場	件数
R4.5.18	保健センター2 階 研修室	5 件(新規 2 件・継続 3 件)
R4.8.17	保健センター2 階 研修室	4 件(新規 2 件・継続 2 件)
R4.11.14	保健センター2 階 研修室	4 件(新規 1 件・継続 3 件)
R5.2.15	保健センター2 階 研修室	5 件(新規 1 件・継続 4 件)

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に携わる関係者を対象に、充実したケア体制を高齢者に提供出来るよう関係機関との調整を行い、心身の状態の変化に合わせた支援のネットワークづくりを行っています。

①個別ケア会議

事業対象者や要支援認定者の自立支援を推進するために、市内の居宅介護支援事業所と共に、多職種で自立支援に向けたケアプランの検討を行っています。

開催日	会 場	検討数	参加者
5/24	サンライフ笠岡	事例検討 2 ケース, 評価 3 ケース	36 名
7/26	サンライフ笠岡	事例検討 2 ケース, 評価 2 ケース	31 名
11/22	サンライフ笠岡	事例検討 2 ケース, 評価 3 ケース	33 名
1/24	サンライフ笠岡	事例検討 2 ケース, 評価 2 ケース	35 名
3/28	サンライフ笠岡	事例検討 2 ケース, 評価 2 ケース	34 名
合 計			169 名

	R3 年度	R4 年度
介護支援専門員に対する個別相談	695 件	786 件

(エ) 認知症事業

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができることを目的に、普及啓発や関係機関のネットワーク構築等の事業を、総合的に行っています。

① 認知症ひとり歩き SOS ネットワーク

認知症で、行方が分からなくなった時に早期発見・早期保護につながるように、事前登録を実施。

	R3 年度	R4 年度
新規登録者数	15 人	20 人
累計登録者数	76 人	86 人

② 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識を伝え、認知症になった人や家族の気持ちを理解し、地域において助け合えるように住民や企業等に養成講座を行っています。

	R3 年度末までの 累計養成状況	R4 年度	合計
回 数	183 回	15 回	198 回
養成者数	5,533 人	273 人	5,806 人

③ 認知症サポーターステップアップ講座

オレンジサポーター（認知症により生活に支障をきたしている高齢者を、早期発見し、必要な支援をする方）を養成し、地域で見守り・声掛け・包括支援センターへのつなぎ等を行う事により、認知症の方が少しでも安心して長く住み慣れた場所で生活ができるように講座を開催しました。

④ 認知症初期集中支援推進事業（初期集中支援チーム）

認知症高齢者を早期発見し、医療機関とつなぐために高齢者実態把握と合わせ訪問を行っています。

(オ) 介護予防支援事業

年度			R1	R2	R3	R4
プラン作成件数	介護予防支援	直営	5,087	5,768	5,669	5,598
		委託	2,415	1,926	1,973	2,054
		計	7,502	7,694	7,642	7,652
	介護予防ケアマネジメント	直営	3,711	3,740	3,400	3,179
		委託	1,354	927	926	911
		計	5,065	4,667	4,326	4,090
	合 計		12,567	12,361	11,968	11,742

(2) 敬老会への補助

笠岡市と社会福祉協議会では、高齢者福祉週間を中心に、老人福祉の精神に基づき、各地区の敬老会行事へ補助金として補助を行っています。

年度	R3		R4	
対象者人数 (77歳以上)	8,458 人		8,400 人	
助成金額	笠岡市 5,920,600 円	社会福祉協議会 4,228,970 円	笠岡市 5,880,000 円	社会福祉協議会 4,200,000 円

※ 1 人当たり 笠岡市 700 円 ・ 社会福祉協議会 500 円

(3) 笠岡市老人クラブ連合会への助成

高齢者が仲間づくりを進め、活動の活性化を図ることにより活力ある長寿社会の実現を目的に補助と活動支援をおこなっています。

R3 年度	R4 年度
840,000 円	840,000 円

(4) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

市内在住で 60 歳以上の高齢者の生きがい、健康づくりの増進、社会参加の促進を目的に、笠岡ことぶき大学の各種講座や、高齢者スポーツ大会を開催しています。

《ことぶき大学生内訳》 ※重複申込みあり

講座名	生徒数(人)		開催回数(回)		開催日	講師
	R3 年度	R4 年度	R3 年度	R4 年度		
教養講座	126	126	9	12	毎月 1 回	
書道講座	28	25	9	11	毎月第 1 水曜	楠戸 宇亭
俳句講座	14	15	10	12	毎月第 2 月曜	植田 桂之
短歌講座	14	13	9	12	毎月第 3 金曜	谷本 史子
民謡講座	19	17	16	24	毎月第 2・4 金曜	国政 貴泉
陶芸講座	18	12	9	11	毎月第 4 水曜	水川 創壊
木彫講座	9	8	15	22	毎月第 1・3 水曜	上小城 昌昭
ゲートボール	20	18	15	16	各地区練習場	今城 五鈴
社交ダンス	4	11	17	21	毎月第 1・3 水曜	藤原 美智子
フラダンス	11	10	18	29	毎月第 1・3 金曜	田中 三枝子
手踊り	6	5	24	25	毎月第 2・4 土曜	平井 鈴子
太極拳	25	29	20	40	毎月第 1・3 金曜	小笠原 智子
銭太鼓	10	9	19	21	毎月第 2・4 水曜	小山 美津子
リフォーム	21	21	18	23	毎月第 2・4 木曜	小山 美津子
川柳	13	16	9	12	毎月第 3 火曜	高木 勇三
15講座合計	338	335	217	291		
延べ人数	2,590	3,374				

(5) 高齢者生きがい活動推進通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者や心身の機能低下のおそれのある高齢者を対象に、レクリエーション等の生きがい活動や、運動器の機能向上のための運動を提供し、介護予防や機能維持・健康増進を図るため、自立支援デイサービスを実施しています。

年度	R3	R4
登録者人数	38 人	38 人
開催回数	97 回	125 回
利用人数(延)	593 人	820 人

催 日	週 3 回(火・木・金) 1 日 4 時間(10:00～14:00)
会 場	いきいき交流センター 大広間
提 供 サ ー ビ ス	入浴サービス、給食サービス、レクリエーション活動 (脳活性化レク)、運動器の機能向上のための運動・評価、送迎

(6) 健康長寿愛らんど事業

夢ウエル丸事業の後継事業として平成26年度から実施する健康長寿愛らんど事業は、専門職を派遣した介護予防事業と社会福祉協議会の交流活動事業の2つの事業を合わせた事業で、島しょ部の高齢者の介護予防や閉じこもり防止、生きがいづくりにつながっています。

地 区	開催回数	参加人数 (延べ)
高 島	21 回	183 人
白石島	19 回	411 人
北 木 島	大浦	22 回 277 人
	豊浦	22 回 193 人
	金風呂	19 回 196 人

地 区	開催回数	参加人数 (延べ)
飛 島	21 回	375 人
真鍋島	20 回	260 人
六島	18 回	108 人
合 計	162 回	2,003 人

(7) 居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営

介護保険サービスとして、居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所を運営しています。

○笠岡市

(1) 介護保険

ア 第1号被保険者数(65歳以上)

年度	H31 3月末	R2 3月末	R3 3月末	R4 3月末	R5 3月末
人 数	17,277 人	17,238 人	17,247 人	17,208 人	17,140 人

イ 要介護認定者数

介護度	要支援1	要支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	合 計	認定率	2号 認定者
R5 3月末	449 人	907 人	584 人	552 人	426 人	438 人	259 人	3,615 人	21.09%	53 人
R4 3月末	474 人	889 人	604 人	569 人	402 人	426 人	266 人	3,630 人	21.09%	50 人
R3 3月末	468 人	934 人	587 人	570 人	421 人	394 人	257 人	3,631 人	21.05%	50 人
R2 3月末	466 人	927 人	569 人	576 人	433 人	388 人	270 人	3,629 人	21.05%	45 人
H31 3月末	433 人	942 人	550 人	606 人	404 人	360 人	273 人	3,568 人	20.65%	49 人

※認定率は2号認定者数を除く

ウ 介護サービス受給者数

	施 設			在宅	地域密着	合計
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	療養型			
R5 3月末	268 人	404 人	13 人	1,866 人	461 人	3,012 人
R4 3月末	273 人	412 人	18 人	1,862 人	475 人	3,040 人
R3 3月末	288 人	404 人	18 人	1,867 人	473 人	3,050 人
R2 3月末	284 人	397 人	24 人	1,822 人	463 人	2,990 人
H31 3月末	286 人	409 人	39 人	1,769 人	469 人	2,972 人

エ 介護認定審査会

委員定数 36 人以内

年度	H31 3月末	R2 3月末	R3 3月末	R4 3月末	R5 3月末
現員数	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人×5 合議体)

※ただし審査運営は各合議体 5 人

オ 介護保険料(3年ごとに見直し)

(ア)1号保険料(65歳以上)

a 基準標準月額 6,000 円(岡山県平均 6,271 円 全国平均 6,014 円)

b 令和3年度から3年間の年額保険料

※ただし、第1段階～第3段階は、保険料の軽減が行われます。

所得段階		介護保険料 (年額)	所得要件
第1段階	0.30	21,600 円	生活保護を受給している人と住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第2段階	0.43	31,000 円	住民税非課税世帯で第1段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円以下の人
第3段階	0.70	50,400 円	住民税非課税世帯で第2段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円を超える人
第4段階	0.90	64,800 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下の人
第5段階	(基準) 1.00	72,000 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円を越えている人
第6段階	1.20	86,400 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 120 万円未満の人
第7段階	1.30	93,600 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人
第8段階	1.50	108,000 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人
第9段階	1.60	115,200 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 320 万円以上 450 万円未満の人
第10段階	1.70	122,400 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 450 万円以上 600 万円未満の人
第11段階	1.90	136,800 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第12段階	2.00	144,000 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 800 万円以上の人

(イ)保険料の納期

a 特別徴収の納期 4・6・8・10・12 月、翌年 2 月(6 期)

b 普通徴収の納期 7 月～翌年 2 月の毎月(8 期)

(ウ)介護保険料の減免

a 火災など災害等の減免…国で決められた制度

b 生活困窮者に対する特別減免…(平成 14 年 4 月 1 日から実施・笠岡市独自)

保険料第 1 段階者で減免要綱に定めるものについて、2 分の 1 を減額。保険料第 2 段階者または第 3 段階者で減免要綱に定めるものについて第 1 段階者保険料

カ 笠岡市介護保険の独自制度

(ア) 利用料等助成制度

- a 利用料(自己負担金)の一部助成制度(平成 12 年度 4 月 1 日実施)

保険料基準第 1 段階者で介護保険料の特別減免者に対し、利用料の 50%助成(ただし、国の経過支援、軽減措置利用者は除く。)

- b 離島地域特別加算額助成制度(平成 12 年 4 月 1 日実施)

離島地域の居宅サービスの特別地域加算利用者負担額を全額助成

(イ) 笠岡市のその他の制度及び事業

- a 施設入所者高額介護サービス費受領委任払制度(平成 12 年 6 月 1 日実施)

入所者の一時的負担を軽減するため、高額介護サービス費分を事業者が一時的に立て替える制度

- b 離島地域における福祉用具貸与航送料等助成制度(平成 15 年 4 月 1 日実施)

離島地域在住の要介護(支援)認定者に対し、福祉用具の貸与に係る航送料及び普通船の運賃等に相当する額を助成する。貸与開始時は全額助成、廃止する場合は 2 分の 1 を助成

- c 介護サービス相談員派遣事業(平成 13 年 1 月 26 日実施)

介護サービスの質的向上を目的とする。介護サービス相談員を施設等へ派遣し、利用者の声を聞き、苦情等に対して施設に改善を提言します。

キ 介護保険運営協議会等

(ア) 介護保険運営協議会(平成 13 年 8 月設立)

公募市民委員 2 名を含む、委員 10 名

介護保険の運営に関する重要事項を調査検討し、介護保険の円滑な運営を図るとともに、地域密着型サービスの指定審査を行う。(平成 18 年 4 月導入)

(イ) 地域包括支援センター運営協議会(平成 18 年 4 月設立)

地域型在宅介護支援センター運営実績を持つ法人の代表を含む、委員 14 名。

地域包括支援センターの設置及び適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図ります。

ク 笠岡市地域包括支援センター

笠岡市地域包括支援センターは、介護予防支援業務を実施する「指定介護予防支援事業者」としての指定を受けています。その内容については、以下のとおりです。

事業所の名称等

事業所の名称	笠岡市地域包括支援センター
事業所の所在地	笠岡市十一番町 1-3(笠岡市保健センター1 階)
設置者	笠岡市
業務実施者	社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会 会 長 濱田 仁海
設置年月日	平成 18 年 4 月 1 日

事業所の概要

業務日	1月4日から12月28日までの月曜から金曜 (祝祭日を除く)
業務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
事業の実施地域	笠岡市全域
職員の体制	センター所長 (1名) 保健師または看護師 (3名以上) 主任介護支援専門員 (3名以上) 社会福祉士または社会福祉主事 (3名以上) 介護支援専門員 (10名以上) 事務職員 (2名)

(2) 老人福祉

R5.4.1

		項目	説明	内容
虚弱高齢者・一人暮らし高齢者対策	在宅福祉サービス	軽度生活支援事業 (自立支援ヘルパー)	要介護認定非該当(自立)の高齢者で、所得税非課税世帯の高齢者に対して自立生活を支援するホームヘルパーを派遣する	利用者1名 (令和4年度)
		福祉基金助成事業	高齢化や核家族化の進展に伴う福祉需要の増大多様化に対応するため、平成3年4月1日より設置	別紙一覧表
		福祉電話の設置	一人暮らし老人、重度身体障害者に貸与するもので、緊急連絡手段を確保する。	6台保有(設置工事費及び毎月の基本料を市が負担)
		緊急通報システム	一人暮らしの高齢者の緊急事態をいち早く察知するための通報装置を設置する。 近隣住民など3名の連絡先を登録。	令和4年度 9台 令和3年度 13台 令和2年度 13台
		高齢者給食サービス事業	支援が必要な一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で、かつ所得税非課税世帯の対象者に週2食までの配食の補助を行う。	延べ1,027人に対し 8,111食補助 (令和4年度)
		生きがい活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者でかつ要介護認定の非該当者に対して、生きがい対応サービスを提供する。	いきいき交流センター及びデイサービス真奈井で実施
		高齢者住宅改造助成事業	介護保険制度を利用して住宅改造をされる住民税非課税の方に対して、上乗せして対象工事に補助をする制度。	20件(令和4年度) 31件(令和3年度) 25件(令和2年度)
		日常生活用具の給付	所得税非課税世帯の高齢者に対して、眼鏡・杖・手押し車の購入の補助を行う	眼鏡1件、杖3件 手押し車5件 (令和4年度)
	施設	養護老人ホーム	高齢者のうち、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方を入所させるサービス。	偕楽園等に 29人措置 (令和4年度末)
	或地	社会福祉協議会	民間の社会福祉法人で、地域福祉活動の中核的役割を担う。	いきいき交流センター

高齢者生きがい対策		福祉・保健 ボランティア活動	市民有志の参加により日常生活上援護を要する方々に対して様々な活動を行う。事務局は社会福祉協議会内に設置。	
		ささえ愛事業	婦人会、愛育委員会、栄養委員会、社協支部、民生委員等が中心になって高齢化社会を地域から支え合うネットワークを形成し、地域福祉向上に貢献する。	いきいきサロン 友愛訪問等
		ふれあい・たすけ愛 サービス事業	公的サービスでは対象にならない様々なサービスを有償ボランティアが提供する。 実施事業所：認定特定非営利活動法人ハーモニーネット未来	
	ソフト事業	笠岡市シルバー 人材センター	老人の生きがい対策事業の一つとして、60 才以上の高齢者で就労意欲の旺盛な希望者を会員登録し、臨時的かつ短期的な就業機会の増大を図るため開設(平成 2 年 4 月)。	会員 267 人 受注件数 3,844 件 契約金額 165,094 千円 (令和 4 年度)
		老人クラブ助成事業	老人クラブが行う活動経費の一部を助成する。	68 クラブ 2,994 人 (令和 4 年度)
		笠岡ことぶき大学	生涯学習の立場から、高齢者の学習機会の提供ひいては社会参加のきっかけの提供。	
		敬老会事業	敬老会実行委員会に委託し、市内 41 地区で開催されている。	77 才以上的高齢者 8,400 人(令和 4 年度) 委託料 1,200 円/人 (市 700 円 社協 500 円)
		いきいき交流センター	高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション等の目的のために開設。運営は社会福祉協議会による。	
	ハード事業	ふれあいハウス	デイサービスホーム整備事業として、老人の趣味、生きがいリフレッシュ活動を行う拠点として各地区に年次的に建設している。	平成元年度 大井 平成 2 年度 白石、北川 平成 3 年度 新山 平成 4 年度 横江、追分 平成 5 年度 陶山、竜宮荘 平成 6 年度 尾坂、金風呂 平成 7 年度 大浦、豊浦 平成 8 年度 神島、真鍋島 平成 10 年度 大島
		福祉バス運行事業	身体障害者、高齢者及び福祉事業全般の施策推進のため活用。平成 2 年 5 月から運行開始。	利用件数・人数 令和 2 年度 1 件・21 人 令和 3 年度 3 件・62 人
		ゲンキかさおか広場	高齢者等の体力増進やリフレッシュの場としての全天候型グラウンド。(愛称:ゲンキドーム)	
		認知症高齢者グループホーム「炉端の家」	家庭的な環境の中でお互いの残存能力を生かし、共同で普通の生活を昔ながらに営んでいただく。	定員 9 人

認知症高齢者対策	共同生活の家	認知症介護研修センター	地域住民等に対する認知症高齢者の正しい理解に基づく介護技術の習得等の研修により、在宅介護の推進に寄与することを目的に開設。	令和4年度 研修日数 44 日 利用人数 444 人
----------	--------	-------------	---	----------------------------------

老人ホーム措置者調

令和5年4月1日現在

施設名		所在地	定員	笠岡市からの措置数	備考
養護老人ホーム	偕楽園	井原市	50人	5人	〃
	長楽荘	倉敷市	100人	5人	〃
	備前多聞荘	備前市	30人	2人	〃
	友楽園	岡山市	50人	4人	〃
	清梁園	総社市	50人	3人	〃
	成羽長寿園	高梁市	60人	6人	〃
	松風園	岡山市	50人	2人	〃
	楽々園	瀬戸内市	50人	2人	〃
	合計			29人	

9 障がい者福祉

○ 社会福祉協議会

(1) 障がい福祉関係の補助・助成

ア 団体への補助

岡山県障がい者スポーツ大会笠岡市選手団

イ 心身障害者扶養共済制度加入保険料助成事業

市内の岡山県心身障害者扶養共済制度に加入している方に対し、その保険料の掛金の一部を助成し、保護者の心の支えを助長するとともに、心身障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

年度	R3	R4
件数	6件	6件
補助金額	175,176 円	173,160 円

○笠岡市

(1) 身体障がい者福祉

R5.4.1

項 目	説 明	内 容																								
1 身体障がい者手帳の交付	障がい程度により 1 級から 6 級に分けて手帳が交付される。																									
2 自立支援医療費 (更生医療)の給付	身体障がい者手帳の所持者で、人工透析等の特定の障がいについての医療を受けている者に対して、日常生活能力、社会生活能力、または職業能力の回復・向上、もしくは増進をはかるために、費用の 1 割負担のうち自己負担分(障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を超える部分について公費で負担する。	平成 18 年 4 月 1 日より施行																								
3 身体障がい者(児)補装具の交付(修理・借受け)	身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完するもので、身体に装着(装用)して日常生活に用いる補装具の費用の支給(修理・借受け)をするもの。 なお、適性を示す医師の判定書が必要なものあり。定率 1 割負担、所得制限あり、市民税課税状況により上限を設定。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。																									
4 日常生活用具の給付 (貸与)	在宅の重度障がい者が、日常生活を営むことを容易にするため一般に普及していない用具(「ストーマ」,「特殊寝台」等)を給付(貸与)して福祉の向上を図る制度。定率 1 割負担、所得制限あり、市民税課税状況により上限を設定。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。																									
5 岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	重度の障がい者の医療費の自己負担分(原則 1 割、障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を超える部分について公費で負担する。対象は身障手帳 1・2 級、療育手帳 A、身障手帳 3 級かつ療育手帳 B(中度)を所持している方。 ただし、所得制限・年齢制限がある。																									
6 岡山県心身障がい者扶養共済制度	1 級から 3 級の障がい者を保護している者の万一の場合を考えての保険制度で、一定の掛け金を納めて年金を受け取る制度。																									
7 年金、手当等	<table border="0"> <tr> <td>障がい基礎年金</td> <td>1 級</td> <td>990,750 円／年額</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>2 級</td> <td>792,600 円／年額</td> </tr> <tr> <td>特別障がい者手当</td> <td></td> <td>27,980 円／月額</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉手当</td> <td></td> <td>15,220 円／月額</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当</td> <td>1 級</td> <td>53,700 円／月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 級</td> <td>35,760 円／月額</td> </tr> <tr> <td>児童福祉年金</td> <td>重度</td> <td>27,600 円／年額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中度</td> <td>24,000 円／年額</td> </tr> </table>	障がい基礎年金	1 級	990,750 円／年額	〃	2 級	792,600 円／年額	特別障がい者手当		27,980 円／月額	障がい児福祉手当		15,220 円／月額	特別児童扶養手当	1 級	53,700 円／月額		2 級	35,760 円／月額	児童福祉年金	重度	27,600 円／年額		中度	24,000 円／年額	
障がい基礎年金	1 級	990,750 円／年額																								
〃	2 級	792,600 円／年額																								
特別障がい者手当		27,980 円／月額																								
障がい児福祉手当		15,220 円／月額																								
特別児童扶養手当	1 級	53,700 円／月額																								
	2 級	35,760 円／月額																								
児童福祉年金	重度	27,600 円／年額																								
	中度	24,000 円／年額																								

8	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に、奨励金を1日200円支給する。	
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
10	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり、見守り、社会に適應する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業
11	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等、その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等に手話通訳及び要約筆記の派遣等を行う。	笠岡市地域生活支援事業
12	地域活動支援センター(Ⅱ型)	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に雇用・就労が困難な在宅障がい者に、機能訓練、社会適應訓練、入浴等のサービスを実施するもの。	笠岡市地域生活支援事業
13	その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

(2) 知的障がい者福祉

R5.4.1

項	目	説	明	内	容
1	知的障がい者療育手帳の交付	判定A=IQ35 以下の者及びIQ50 以下の者で身体障がい者 1 級から 3 級との重複者 判定B=IQ75 以下 【判定機関】 知的障がい者(18 才以上):知的障害者更生相談所 知的障がい児(18 才未満):倉敷児童相談所			
2	知的障がい児療育相談	知的障がいの幼児,児童,生徒の療育手帳にかかる相談及び生活や就学等の相談を行う。		倉敷児童相談所 井笠相談室で実施	
3	岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	重度の障がい者の医療費の自己負担分(原則 1 割,障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を超える部分について公費で負担する。対象は身障手帳 1・2 級,療育手帳A,身障手帳 3 級かつ療育手帳 B(中度)を所持している方。 ただし,所得制限・年齢制限がある。			
4	岡山県心身障がい者扶養共済制度	知的障がい者(児)を保護している者の万ーの場合を考えての保険制度で,一定の掛け金を納めて年金を受け取る制度。			
5	年金,手当等	障がい基礎年金 1 級 990,750 円／年額 " 2 級 792,600 円／年額 特別障がい者手当 27,980 円／月額 障がい児福祉手当 15,220 円／月額 特別児童扶養手当 1 級 53,700 円／月額 2 級 35,760 円／月額 児童福祉年金 重度 27,600 円／年額 (療育手帳所持児童) 中度 24,000 円／年額			
6	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に,奨励金を 1 日 200 円支給する。			
7	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出,余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。		笠岡市地域生活支援事業	
8	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり,見守り,社会に適応する簡易な訓練を行う。		笠岡市地域生活支援事業	
9	その他障がい者福祉対策	別表一覧表			

(3) 精神障がい者福祉

R5.4.1

項 目	説 明	内 容
1 精神障がい者 保健福祉手帳の交付	障がい程度により 1 級から 3 級に分けて手帳が交付される。	
2 自立支援医療費(精神通院)制度	精神障がいの適正な医療の普及を目的とし、通院に係る医療費が 1 割負担となる制度。 (所得の低い方や重度かつ継続治療の方には自己負担上限額あり)	
3 精神障がい者医療費公費負担制度	精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持している方の医療費の自己負担分(原則 1 割、障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を超える部分について公費で負担する(所得制限・年齢制限があり)。	
4 笠岡市精神障がい者入院医療費助成金制度	精神障害者保健福祉手帳 1 級所持かつ、自立支援医療(精神通院)受給者証を所持している方の精神疾患による精神病院への入院費用について自己負担がくを超える部分について公費で負担する。(ただし負担する入院期間は 1 年間まで)	
5 障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に、奨励金を 1 日 200 円支給する。	
6 岡山県心身障がい者扶養共済制度	身体障がい 1 級から 3 級又は知的障がいと同程度と認められる障がい者を保護している者の万 one の場合を考えての保険制度で、一定の掛け金を納めて、年金を受け取る制度。	
7 年金、手当等	障がい基礎年金 1 級 990,750 円／年額 " 2 級 792,600 円／年額 特別障がい者手当 27,980 円／月額 障がい児福祉手当 15,220 円／月額 特別児童扶養手当 1 級 53,700 円／月額 2 級 35,760 円／月額 児童福祉年金 重度 27,600 円／年額 中度 24,000 円／年額 (精神障がい者保健福祉手帳福祉手帳所持児童)	
8 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
9 日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児(者)を預かり、見守り、社会に適応する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業

10	地域活動支援センター (Ⅰ型)	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するもの。	笠岡市地域生活支援事業
11	その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

(4)障がい福祉サービス

※市内に事業所のあるサービスのみ抜粋

ア 訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に対して、居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障害の人に対して、外出時に同行して支援を行う。

イ 日中活動系サービス

短期入所	障がい者支援施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを利用する。
生活介護	昼間、介護が必要な人に対して、施設等において食事、入浴、排せつの介護や創作活動を提供する。
就労移行支援	一般企業等への雇用が見込まれる人に対して、就労に必要な能力を修得するための訓練を行うサービス。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、生産活動の場を提供する。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人に対して、就労に伴う課題の解決に向けて必要な支援を行う。

ウ 居住系サービス

施設入所支援	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場で、日常生活上の援助を必要とする人に対して、相談や援助を行う。

エ 相談支援

計画相談支援(特定)	障害福祉サービス等を利用する人に対して、サービスの支給決定のため利用計画案を作成し、サービス事業所等との連絡調整を行う。
------------	--

(5) 笠岡市・里庄町相談支援センター

障がいのある方とその家族の方々が安心して日常生活できるように、相談支援専門員が日常生活などの困りごとや支援についての相談を受ける機関として、笠岡市及び里庄町が共同で令和2年4月1日に設置し、その運営を社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会と特定非営利活動法人すみれ会が両市町から委託を受けて実施しています。

同センターは、①福祉サービスの相談、②日常生活全般に関する相談、③専門機関への紹介の3つの機能を備える公的な専門機関として事業を展開します。

なお、これまで井笠圏域の3市2町が共同で設置していた「井笠圏域障害者相談支援センター」がありましたが、担当範囲が広いことから、笠岡市・里庄町の相談機能を笠岡市・里庄町相談支援センターへ移管し、井笠圏域障害者相談支援センターは令和2年3月末日をもって廃止しました。

相談件数(延件数)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
笠岡市相談件数	1,385	1,541	1,217	1,732	1,888
里庄町相談件数	259	202	336	298	216
合 計	1,644	1,743	1,553	2,030	2,104

※R2年度から相談支援センターの相談件数として計上

(6) 障がい児通所支援等

※市内に事業所のあるサービスのみ抜粋

児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応のための訓練を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への対応のための支援を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対し、生活能力の向上のための訓練を行う。
計画相談支援(障がい児)	障害児通所支援等を利用する児童に対して、サービスの支給決定のため利用計画案を作成し、通所開始後の支援を行う。

障 がい 者 手 帳 所 持 者 数

1 笠岡市の身体障がい者(児)手帳所持者数

R5.4.1 現在(単位:人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障がい	45	42	10	15	13	5	130
聴覚・平衡機能障がい	22	23	31	34	3	88	201
音声・言語・そしゃく 機能障がい	1	1	5	10	0	0	17
肢体不自由障がい	164	149	134	254	104	62	867
内部障がい	388	7	83	164	0	0	642
合 計	620	222	263	477	120	155	1,857

2 笠岡市の知的障がい者(児)療育手帳所持者数

R5.4.1 現在(単位:人)

区 分	療育手帳A	療育手帳B	合 計
18 才未満	19	56	75
18 才以上	130	292	422
合 計	149	348	497

3 笠岡市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数

R5.4.1 現在(単位:人)

1 級	2 級	3 級	合 計
39	299	91	429

身体障がい福祉制度一覧表

(※は知的障がい者 ◎は精神障がい者にも該当)

1 公共料金の割引

R5.4.1

制 度	内 容	窓 口
※ JR運賃	1 種の方は付添者と共に利用する場合半額(本人のみの場合は片道 101km 以上半額) 2 種の方は本人のみ(片道 101Km 以上に限る)半額	JRの各駅
※ 民間バス運賃 ◎	市外(岡山県内)では、乗車時に身体障がい、療育、精神保健福祉手帳の提示により、運賃半額	バス会社
	井笠バスカンパニーの路線バスで市内分は無料。 乗車時に身体障がい、療育、精神保健福祉手帳とバス無料券を呈示	福祉事務所
※ 民間船運賃 ◎	島しょ部に住所のある方に市内定期旅客船利用の無料券年 48 枚(月 3 回以上の継続した通院が必要な場合は年 96 枚、就労訓練を目的とした通所者には必要とする枚数)を交付	〃
※ タクシー料金	料金 1 割引(手帳呈示による)	市内タクシー
	基本料金無料券又は 500 円券(1 回に 2 枚まで利用可)を選択し、年 48 枚を交付(身障 1・2 級、療育又は精神保健福祉手帳 1 級所持者で所得税非課税世帯) ※ただし、透析患者は除く	福祉事務所
※ はりきゅうマッサージ 施術費助成	助成券年 24 枚を交付(身障 1～3 級又は療育手帳所持者で所得税非課税者) ※市内の指定の施術所のみ	〃
※ 航空運賃 ◎	1 種は本人付添者共割引 2 種は本人のみ割引 (療育手帳は航空割引の証明印が必要)	航空会社
※ 有料道路通行料金	通常料金の半額 (1 種は本人又は介護者の運転、2 種は本人の運転のみ) (療育 A は介護者の運転のみ)	福祉事務所
ファックス維持費	聴覚、音声又は言語障がい 3 級以上の者が契約者の時、月額基本料金を助成する	〃
※ 放送受信料減免 ◎	全額免除: 本人の属する世帯全員が市町村民税非課税世帯 半額免除: 身障 1・2 級、療育 A、精神 1 級で本人が世帯主の場合又は視覚・聴覚障がい本人が世帯主の場合	NHK 福祉事務所
※ NTT無料番号案内 ◎	視覚 1～6 級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい)1～2 級、療育、精神手帳所持者(事前登録必要)	NTT
点字郵便無料扱い	点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(ただし、3kg 以内のもので一部を開封)	郵便局
※ 青い鳥郵便葉書 無償配布	身障 1・2 級又は療育 A の手帳所持者 申請期間 毎年 4/1～5/31	〃
透析患者交通費助成	透析のため通院している人に対し月額 2,500 円の交通費助成を行う(所得税非課税者)	福祉事務所

2 用具の給付		
補装具の交付 (修理・借受け)	身体上の障がいを補うための補装具の費用の支給(修理・借受け)を行なう。更生相談所の判定を要す場合あり (定率 1 割負担,所得制限及び市民税額により上限あり) 介護保険優先の補装具もある。	福祉事務所
日常生活用具給付	在宅の重度障がい者に対し,ストマや特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 (定率 1 割負担,所得制限及び市民税額により上限あり) 介護保険優先の日常生活用具もある。	〃
3 医療・年金・税金		
自立支援医療 (更生医療)	身障手帳の所持者で,人工透析等特定の障がいについて医療を受ける者に自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	福祉事務所
自立支援医療 (育成医療)	厚生労働省令で定める身体障がいのある障がい児の健全な育成を図り,生活能力を得るための必要な医療を受ける者に,自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	〃
◎ 自立支援医療 (精神通院医療)	精神障がいのため,通院医療が必要と診断,認定を受けた者に自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	福祉事務所
◎ 精神障がい者医療費 公費負担制度	精神障がい者に適用(所得制限及び年齢制限あり) 精神障がい保健福祉手帳 1 級の所持者 ※償還払い	〃
※ 岡山県心身障がい者 医療費公費負担制度	心身障がい者に適用(所得制限及び年齢制限あり) 身障 1・2 級,又は療育 A,又は身障 3 級かつ療育 B(中度)の所持者	市民課
※ ◎ 障がい児福祉手当	在宅障がい児で常時介護を必要とする者(所得制限あり)	福祉事務所
※ 特別障がい者手当	在宅で重度の障がい者が重複し,常時介護を必要とする者(所得制限あり)	〃
※ ◎ 特別児童扶養手当	20 歳未満の障がい児(身障 1～3 級,4 級の一部と同程度)を扶養する者に手当を支給(所得制限あり)	〃
※ 笠岡市児童福祉年金	20 歳未満で身障 3 級以上及び療育 B(中度)以上の障がい児童を監護するものに支給 (障がい児福祉手当と併給できません)	〃
※ ◎ 障がい基礎年金	重度心身障がい者の方は,該当になる場合があります	市民課 倉敷西年金事務所
※ 障がい厚生年金	重度心身障がい者の方は,該当になる場合があります	倉敷西年金事務所
※ ◎ 税の控除	所得税における所得控除 (障がい者控除 27 万円,特別障がい者控除 40 万円) (特別障がい者控除とは,身障 1・2 級,療育 A,精神 1 級の手帳所持者)	笠岡税務署

	市民税における所得控除 (障がい者控除 26 万円,特別障がい者控除 30 万円) (特別障がい者控除とは,身障 1・2 級,療育A,精神 1 級の手帳所持者)	税務課
※ 税の減免 ◎	自動車取得税,自動車税(普通自動車が対象)の減免	岡山県自動車税事務所
	軽自動車税の減免	税務課
※ 利子課税の減免 ◎	銀行預金,国債など各 350 万円まで非課税	金融機関
4 その他の制度		
自動車改造費助成	障がい者が使用するため購入した車の操向装置及び駆動装置に改造を要するとき,その改造費を 10 万円まで助成	福祉事務所
※ 駐車禁止除外 ◎ 指定車の申請	心身障がい者等の本人に標章を交付 (障害・等級等に条件あり)	警察署
※ 生活福祉資金貸付 ◎	生業費,支度費,技能修得費,通勤自動車購入費等を貸付ける	福祉協議会
※ 公 営 住 宅 ◎	同一団地・区分において,募集戸数が 5 戸以上の場合,5 戸につき 1 戸が優先入居の対象となる (障がい等級に条件あり)	都市計画課
	入居世帯に身体障がい者等の手帳所持者がいた場合に,等級等により家賃の減額あり(市県民税非課税世帯)	〃
※ 障がい者扶養共済 ◎	掛金により,障がい者(1 級～3 級と同程度)の扶養者が万一の場合,残された障がい者に年金を支給	福祉事務所
※ 障がい者スポーツ ◎ 大会	毎年春に障がい者の方が参加して岡山県大会が実施される	〃
※ ほっとパーキング ◎ おかやま	歩行が困難な方に対象駐車場の優先駐車利用証を発行 (障がいの程度に制限あり)	〃
※ 介護慰労金 ◎	18 歳以上の重度の障がいがある方を,同居で介護されている方 に対して支給	〃

10 災害見舞,資金貸付,法外援護

○ 社会福祉協議会

(1) 緊急援護資金貸付(※1件 5万円以内)

低所得世帯を対象に,生活再建のための生活費の一部を上限5万円まで貸付しています。

(2) 生活福祉資金貸付(県社協業務)

低所得・障害者・高齢者世帯で,生活を再建するための資金の貸付申請のための相談窓口を開催しています。

(3) 災害見舞金の給付

災害により被災した市民に対し,災害見舞金等を給付して被災者を激励します。

	R3 年度	R4 年度
件 数	7 件	3 件
金 額	65,000 円	30,000 円

(4) 入学支度資金貸付事業

市内に居住する者で,大学進学(修業年限4年以上)に際し入学資金が不足すると認められる者に対し,入学支度資金の貸付を行い,将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的としています。(貸付限度額 50万円)

○ 笠岡市

(1) 災害見舞,資金貸付,法外援護

ア 災害援護

災害見舞 火災,水害等による被災者に対し,次のとおり見舞いを行う。

災害の 程度	市		日 赤	
	品 目	家族数	品 目	数量
全焼全壊 全流失	見舞金 30,000円,準世帯 10,000円	限定なし	毛布 緊急セット バスタオル	1名につき1枚 1世帯(4名)に つき1セット 1名につき1枚
半焼半壊	見舞金 20,000円,準世帯 10,000円			
床上浸水	見舞金 10,000円,準世帯 10,000円			
死亡	弔慰金 50,000円	1名	弔慰金	20,000円
負傷	見舞金 15,000円	1名		

令和3年度災害見舞状況 笠岡市災害見舞金等給付規則(第4条)

市からの見舞金 1件 80,000円

イ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けた被害者に次のような弔慰金の支給及び援護資金の貸付を行う。

区 分	金 額	笠岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
災 害 弔 慰 金	500万円(又は250万円)	(第5条)
災害援護資金	150万円～350万円	(第13条)

ウ 法外援護

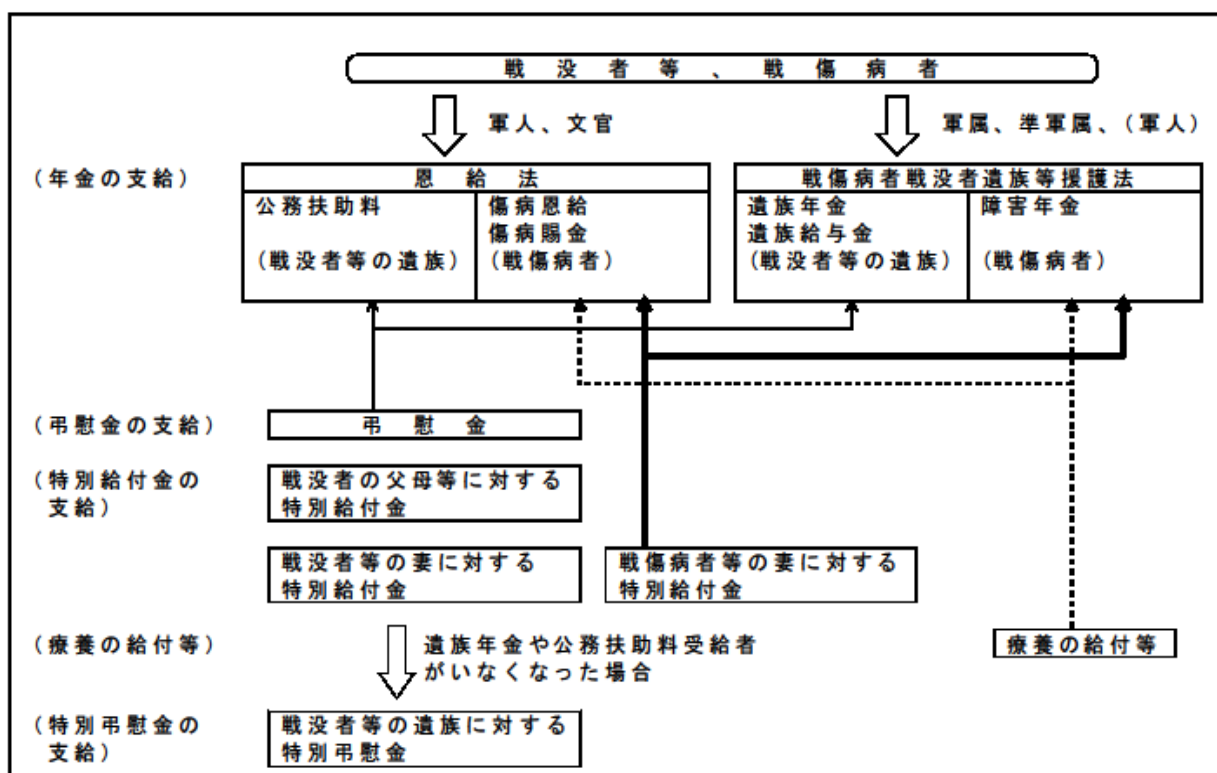
(ア) 無銭旅行者援護…失職等による帰郷,求職による無銭旅行者に移送援助を行う。

鴨方駅(山陽本線上り),福山駅(山陽本線下り)までの,普通回数券を支給する。

(イ) 行旅病人援護…一時的な行旅病人の保護をおこない,身元の照合等を行い,必要に応じ生活保護を実施する。

(ウ) 行旅死亡人処置…身元不明の死亡人の処置を行う。

戦没者遺族等、戦傷病者に対する援護体系



★JR乗車券類引換証の交付

戦傷病者(介護者)に, 障がいの程度に応じて, JR乗車券・急行券・特急券が無料になる引換券を交付

11 その他

○ 社会福祉協議会

(1) 権利擁護事業

認知症や知的障がい又は精神障がい等の理由により、判断能力が不十分な方に対して成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、本人の権利が侵害されないように次の支援を行っています。

ア 法人後見事業(※里庄町民も利用対象)

笠岡市社会福祉協議会が家庭裁判所から選任を受け、成年後見人等に就任し、利用者の身上保護及び財産管理を行っています。

法人後見受任件数

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
	新規受任件数	4	3	5	4	1
	終 結 件 数	4	2	6	6	5
受 任 件 数	後見類型	20	20	22	21	17
	保佐類型	9	8	9	8	7
	補助類型	1	1	1	1	1
	合 計	30	29	32	30	25

※受任件数＝当該年度内に終結した件数も含めた受任実績数

イ 日常生活自立支援事業

地域で安心して生活を送るため、判断能力に不安のある方を対象に様々な手続きや契約の手伝い、それに伴う利用料の支払い、生活に必要な預貯金の出し入れ、年金や預金通帳など大切な書類の保管などを行っています。

福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス	利用料は1時間まで 1,100 円。1時間を超える場合は、30 分ごとに 550 円加算。生活支援員がお手伝いするときにかかる交通費(駐車場代含む)、実費が必要。
書類等の預かりサービス	5,000 円／年

日常生活自立支援事業契約者数

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
	新規契約者数	12	7	1	7	1
	解約件数	7	11	4	5	4
契 約 者 数	認知症高齢者	16	13	5	7	5
	知的障がい者	11	12	11	12	12
	精神障がい者	9	11	10	10	8
	そ の 他	1	1	1	1	1
	合 計	37	37	27	30	26

※契約者件数＝当該年度内に解約した件数も含めた契約実績数

(2) 笠岡市・里庄町成年後見センター

成年後見制度利用促進基本計画に基づく成年後見制度の中核的な役割を担う機関として、笠岡市及び里庄町が共同で令和4年3月1日設置し、その運営を笠岡市社会福祉協議会が両市町から委託を受けて実施しています。

同センターは、①相談、②利用促進、③後見人支援、④広報・啓発の4つの機能を備え、成年後見制度における公的な専門機関として事業を展開します。

なお、これまで成年後見制度における専門機関として、笠岡市及び里庄町の両社会福祉協議会が共同で設置していた「かさおか権利擁護センター」がありましたが、事業内容が重複する部分が多いことから、かさおか権利擁護センターの機能を笠岡市・里庄町成年後見センターへ移管し、かさおか権利擁護センターは令和4年3月末日をもって廃止しました。

ア 相談機能

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由によって判断能力が低下している方が、日常生活を営む上で様々な権利が侵害されないように、利用者の状況を把握し、その状況に応じた権利擁護に関する制度を紹介するとともに、助言などを行っています。

件 数		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
笠 岡 市		346	230	167	325	317
里 庄 町		10	4	12	16	10
合 計		356	234	179	341	327
(重 複 有 内 容 別)	成年後見制度	193	218	142	207	276
	日常生活自立支援事業	214	61	27	128	36
	委任契約	0	1	5	3	6
	その他(相続など)	10	6	13	31	41

※平成30年度～令和3年度はかさおか権利擁護センターの実績値

イ 利用促進機能

①法定後見制度申立て支援事業

権利擁護に関する各制度が円滑に利用できるように、成年後見制度(法定後見)における首長申立て及び親族申立ての支援を行っています。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
笠岡市長申立て	9	7	10	7	7
里庄町長申立て	0	0	0	0	3
親族による申立て	4	4	4	3	2
合 計	13	11	14	10	12

※平成30年度～令和3年度はかさおか権利擁護センターの実績値

②支援方針の検討と成年後見人等受任候補者の調整

法律、福祉の専門職からの助言を通じて、権利擁護支援を必要とするケースの検討を行うと共に、意思決定支援及び身上保護の側面がより重視された支援が提供されるように、適切な成年後見人等が選任されるための受任候補者の調整を行っています。

	R4 年度
支援検討・受任候補者調整会議の開催回数	5
ケース支援検討数	18
受任候補者調整件数	10

③市民後見人の養成

成年後見制度利用促進基本計画にも定められているように、「利用者がメリットを感じられる」制度の運用がなされるように、より利用者の身近な存在として質の高い身上保護の提供が期待されている市民後見人の養成に取り組んでいます。なお、今年度は新規に養成者を募り、令和4年度～5年度にかけて市民後見人を養成することとしています。

○市民後見人養成課程受講者

受講期間	H23 年度～R3 年度	R4 年度～R5 年度
笠岡市受講者数	31	1
里庄町受講者数	7	1

受講者の内、養成課程を修了した者は当センターが管理する市民後見人バンクへ登録し、ケース発生時に成年後見人等候補者として家庭裁判所へ推薦します。

(令和5年3月末日現在)

	笠岡市	里庄町
市民後見人バンク登録者数	17	5
市民後見人活動者数	4	3

※市民後見人活動者数＝実際に家庭裁判所から選任され成年後見人等として活動する者

④市民後見人養成課程修了者(市民後見人バンク登録者)に対する支援

市民後見人バンク登録者同士の交流、情報交換等を目的として、令和5年3月15日(水)に笠岡市・里庄町と総社市との市民後見人の交流会を開催し、笠岡市・里庄町より3名の市民後見人が参加しました。

ウ 後見人支援機能

成年後見人等からの個別相談支援を行い、必要に応じて各関係機関と連携しながら成年後見人等の活動について後方支援を行っています。

	R4年度
専門職後見人からの相談対応件数	0
親族後見人からの相談対応件数	3
市民後見人からの相談対応件数	122

エ 広報啓発機能

笠岡市・里庄町成年後見センターの紹介や成年後見制度等の権利擁護に関する情報発信、研修会の開催、講師派遣等、地域住民や関係団体等を対象として、権利擁護に関する幅広い広報及び周知・普及啓発を行っています。

	R4年度
研修会・セミナー等の開催	1
講師等の派遣	11

(3)いきいき交流センター(老人福祉センター)

高齢者・障がい者などが、レクリエーション活動や地域福祉活動の拠点として気軽に利用できる施設として運営を行なっています。

ア 多様な相談に対応するための、相談・ミーティングルームの設置

イ 入浴施設、トレーニングルームの設置

利用人数		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
いきいき交流センター	貸館	9,240	7,142	9,240	7,303	9,033
	入浴	7,925	5,870	7,925	5,107	6,069
ゲンキかさおか広場		5,138	4,575	3,484	3,244	4,105
合 計		24,116	21,740	16,496	15,654	19,207

休館日 第3日曜日の翌日を除く月曜日、第3日曜日、祝日(敬老の日は除く)、年末年始

連絡先 いきいき交流センター(笠岡市社会福祉協議会)

笠岡市十一番町15 電話 62-4353

(4)保健センター

指定管理者として、笠岡市より業務受託し管理運営業務を行っています。

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4年度
大研修室 (キャラクターホール)	件数	183	183	149	134	199
	人数	20,057	18,400	5,726	13,647	12,940
研 修 室	件数	267	263	165	154	269
	人数	9,901	9,653	3,876	2,752	7,129
合 計	件数	450	446	314	288	468
	人数	29,958	28,053	9,602	16,399	20,069

休館日 毎週木曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

連絡先 笠岡市保健センター(笠岡市地域包括支援センター)

笠岡市十一番町1-3 電話 62-5701

○ 笠岡市

(1) 笠岡市福祉基金助成事業一覧

R5.4.1

助成事業の種類		助 成 対 象 事 業	助成対象経費	助 成 額
1	障がい者交通費助成事業			
	(1) タクシー料金助成事業	所得税非課税世帯の者で、身体障がい者手帳(1・2 級)、療育手帳又は精神保健福祉手帳(1 級)を所持している者に対し、タクシーの基本料金無料券又は 500 円券のいずれかを選択し交付する。ただし内部障がい者(透析患者)は除く。	一乗車につき 中型タクシー利用料金	中型タクシー1回の基本料金又は 500 円券(1 回 2 枚まで利用可)の乗車券を年 48 枚以内
	(2) 心身障がい者(児)定期路線バス交通費助成事業	市内に住所を有する心身障がい者等に対し、市内の路線バスを無料で利用できる乗車券を交付する。	委託料	委託料 年間 3,800,000 円
	(3) 心身障がい者(児)定期旅客船交通費助成事業	島しょ部に住所を有する心身障がい者等に対し、高速船を除く市内定期旅客船の無料乗船券を交付する。	一乗船につき 普通旅客船運賃	普通旅客船運賃(重度心身障がい者(児)が車両での通院が必要と確認された場合で、かつ市内定期貨客船を利用する場合は、付添い人の運賃及び車両航送料を含む。)の乗船券を年 48 枚以内とする。ただし、次の各号に掲げる者については、各号に掲げる枚数 ア 医師の診断書等により、月に 3 回以上の通院が必要と確認された者は年 96 枚以内 イ 事業所の証明書等により、就労訓練を目的として、就労移行支援事業、就労継続支援事業(B型)及び地域活動支援センター事業(I 型又はⅢ型)を行う事業所への通所が確認された者は、通所に要する枚数を別に加える
2	寝たきりの身体障がい者介護助成事業	本市に 1 年以上住所を有する在宅者かつ寝たきりの心身障がい者のうち、障がい支援区分が 5 以上と認定された者で、介護保険法の施策の対象とならない者の介護を、当該年度に引き続き 6 箇月以上行っている同居の所得税非課税世帯に対して支給する。		一人年額 50,000 円

助成事業の種類		助 成 対 象 事 業	助成対象経費	助 成 額
3	聴覚障がい者用ファックス維持費助成事業	聴覚、音声又は言語機能障がい3級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として通信用ファックスを設置している者に対して、その基本料金を助成する。	ファックス基本料	月額基本料金以内
4	ボランティアグループの育成及び活動費助成事業	障がい者(児)、老人、母子(父子)家庭、養護施設入所者(児)の自立と社会参加を促進するボランティアグループ(5人以上)の育成及び継続して行う福祉ボランティア活動の実施に要する経費の一部を助成する。	資材、交通費、ボランティア保険料等	年 100,000 円以内
5	福祉電話維持費助成事業	電話等の連絡設備のない市民税非課税世帯で、1人暮らしの65歳以上の者、又は65歳以上で寝たきりの配偶者とのみ生計を共にしている者、又は重度の身体障がい者(1・2級)に対して、福祉電話の費用の一部を助成する。	電話設置費及び使用料	設置等工事費及び月額基本料金
6	はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	市内に住所を有する者で身体障がい手帳(1～3級)又は療育手帳を所持する者(所得税非課税者)、及び65歳以上の者(所得税非課税世帯)が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項に規定する免許を有する市内の施術所で利用できる助成券を交付する。	施術費	施術利用助成券(1,100円)を年24枚以内
7	重度心身障がい者成人祝金助成事業	市内に住所を有する者で身体障がい者手帳(1～2級)及び療育手帳(A)を所持している者が18歳を迎えた時に支給する。	祝金	1人 30,000円
8	原子爆弾被爆者見舞金助成事業	本市に1年以上住所を有する者で、被爆者健康手帳所持者に対して支給する。	見舞金	1人 年間 10,000円
9	透析患者交通費助成事業	本市に住所を有する者で、障がい者手帳を所持し、透析のため通院している者に対して交通費を助成する。(所得税非課税者)	助成金	月額 2,500円
10	島しょ部高齢者通院交通費助成	島しょ部に住所を有する高齢者(70歳以上所得税非課税世帯)が月1回以上継続して通院のため市内定期旅客船(高速船を除く)を利用の際、その復路運賃の無料乗船券を交付する。	一乗船につき普通旅客船運賃(復路のみ。券の利用時には医療機関の証明が必要。)	普通旅客船運賃の乗船券を年24枚

資 料



令和4年度 笠岡市社会福祉協議会活動集計表

寄付金

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	寄付件数	3件	3件	4件	2件	3件	2件	1件	2件	5件	2件	4件	7件
寄付金	寄付金額	100,000円	50,000円	60,000円	100,000円	5,012,000円	70,000円	10,000円	103,000円	40,000円	120,000円	132,591円	5,852,591円
	指定寄付件数		5件		1件		1件		1件				8件
	指定寄付金額		133,600円		16,498円		20,000円		48,000円				218,098円

会費

事業名	実績	目標額	目標達成率
社協会費	普通会費	6,293,500円	96.8%
	賛助会費	623,000円	103.8%
	特別会費	595,000円	99.2%
	合計	7,511,500円	97.6%

指定管理業務

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
老人福祉センター・元氣ドーム	利用件数	641件	595件	676件	599件	621件	581件	612件	568件	550件	559件	666件	7,239件
	利用者数	1,697人	1,787人	1,703人	1,523人	1,543人	1,748人	1,735人	1,411人	1,470人	1,326人	1,654人	19,207人
保健センター	利用件数	35件	37件	39件	49件	37件	42件	30件	58件	25件	38件	41件	468件
	利用者数	1,808人	1,131人	1,065人	2,128人	1,711人	1,846人	1,033人	2,603人	904人	2,153人	1,978人	20,069人
サンライフ	利用件数	146件	131件	147件	146件	106件	142件	155件	136件	135件	146件	157件	1,702件
	利用者数	1,468人	1,401人	1,687人	1,693人	1,208人	1,574人	1,609人	1,399人	1,499人	1,511人	1,640人	18,247人

地域支援係

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
笠岡社協指定 居宅介護 支援事業所	介護利用者数	47人	49人	47人	57人	51人	53人	51人	53人	54人	47人	48人	606人
	介護プラン収入	544,140円	577,660円	546,920円	663,520円	580,960円	614,920円	590,180円	627,360円	644,560円	550,800円	567,780円	7,077,680円
	予防利用者数	80件	78件	75件	78件	78件	79件	82件	79件	83件	89件	84件	964件
	予防プラン収入	318,360円	306,534円	304,650円	316,476円	322,476円	311,418円	332,244円	320,418円	345,186円	334,128円	388,218円	3,911,526円
かさおか社協 ヘルパー ステーション	介護利用者	11人	10人	9人	12人	10人	10人	10人	12人	13人	9人	10人	125人
	介護事業収入	156,680円	148,640円	121,140円	146,180円	176,910円	195,660円	179,120円	237,613円	221,205円	167,602円	188,280円	2,124,050円
	予防利用者	25人	23人	22人	23人	21人	20人	22人	19人	20人	19人	19人	255人
	予防事業収入	343,350円	317,400円	269,274円	294,764円	257,514円	264,537円	282,180円	235,170円	247,554円	236,546円	235,170円	3,275,020円
障害利用者		14人	15人	14人	14人	13人	13人	15人	15人	11人	11人	9人	159人
	障害事業収入	275,060円	285,960円	327,540円	342,990円	283,760円	299,330円	257,310円	336,460円	237,010円	199,400円	268,460円	3,460,350円

地域福祉係

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出	車いす	9件	2件	4件	4件	5件	15件	6件	6件	4件	6件	10件	12件	83件
	チャイルドシート	7件	件	3件	6件	4件	4件	4件	3件	8件	3件	2件	1件	45件
相談 提供 貸付	ジュニアシート	2件	件	2件	1件	1件	1件	2件	1件	1件	件	件	件	11件
	相談件数(総数)	60件	58件	50件	51件	51件	42件	23件	28件	22件	22件	30件	71件	508件
	法律相談	4件	4件	4件	3件	3件	4件	4件	4件	4件	4件	4件	4件	46件
	ほのぼの一般相談	56件	54件	46件	48件	48件	38件	19件	24件	18件	18件	26件	67件	462件
	緊急避難貸付件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
地域福祉活動	フードバンク提供件数	9件	14件	15件	8件	18件	13件	5件	18件	6件	7件	10件	19件	142件
	高齢者サロン	182カ所 2,183人	154カ所 2,289人	201カ所 2,635人	168カ所 1,905人	93カ所 1,080人	138カ所 1,496人	184カ所 2,050人	204カ所 2,550人	156カ所 1,990人	129カ所 1,454人	149カ所 1,561人	180カ所 2,187人	1,938カ所 23,380人
	子育てサロン	6カ所 168人	1カ所 14人	3カ所 70人	4カ所 121人	0カ所 0人	2カ所 10人	2カ所 48人	2カ所 35人	4カ所 183人	2カ所 26人	2カ所 32人	3カ所 57人	31カ所 764人
	友愛訪問	3回 154人	5回 153人	4回 200人	3回 151人	4回 125人	1回 57人	5回 243人	3回 128人	7回 605人	2回 38人	2回 312人	5回 423人	44回 2,589人
	開催回数	16回	14回	15回	15回	12回	11回	16回	13回	15回	5回	15回	15回	162回
島嶼部 介護予防事業	参加人数	228人	173人	202人	204人	129人	124人	198人	163人	173人	62人	161人	186人	2,003人
	譲ってほしい物	4件	18件	15件	14件	9件	19件	28件	21件	8件	19件	9件	8件	172件
	譲りたい物	21件	18件	17件	8件	8件	14件	7件	19件	12件	3件	5件	18件	150件
	登録情報	4件	18件	16件	14件	9件	19件	30件	15件	7件	15件	5件	12件	164件
	開催回数	11回	10回	13回	12回	10回	10回	11回	10回	8回	10回	10回	10回	125回
ことぶき大学 生活支援体制	参加人数	69人	65人	87人	83人	61人	68人	72人	67人	54人	62人	64人	68人	820人
	開催回数	20回	17回	23回	24回	21回	24回	26回	24回	26回	26回	27回	33回	291回
	参加人数	164人	188人	219人	266人	220人	239人	299人	238人	250人	269人	250人	772人	3,374人
	サポーター派遣回数	94回	88回	112回	101回	130回	146回	163回	174回	169回	160回	195回	213回	1,745回
	開催回数	0回	2回	0回	0回	0回	3回	4回	2回	2回	1回	7回	2回	23回

権利擁護係

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	受任件数	26件	30件	31件	15件	15件	31件	36件	37件	37件	31件	23件	15件	327件
	うち 新規受任件数	24件	24件	24件	25件	25件	25件	25件	24件	24件	24件	21件	21件	237件
法人後見	終了件数	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
	申立て件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	3件	0件	1件	5件
日常生活 自立支援事業	契約件数	1件	1件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	3件	0件	0件	0件	9件
	うち 新規契約件数	25件	24件	24件	24件	24件	24件	24件	24件	24件	24件	24件	23件	237件
うち 終了件数	終了件数	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
	終了件数	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	4件

地域包括支援センター

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援事業	相談件数	228件	256件	333件	241件	311件	273件	240件	237件	258件	297件	301件	440件	3,415件
	相談件数	26件	23件	40件	20件	24件	29件	36件	18件	13件	32件	21件	27件	309件
	電話	142件	151件	185件	153件	196件	155件	120件	149件	124件	191件	165件	216件	1,947件
	訪問	57件	64件	96件	57件	74件	80件	79件	59件	107件	59件	98件	138件	968件
	その他	3件	18件	12件	11件	17件	9件	5件	11件	14件	15件	17件	59件	191件
	相談内容(重複有)	292件	320件	416件	304件	389件	325件	308件	273件	283件	347件	337件	505件	4,099件
	介護相談	156件	153件	219件	147件	191件	165件	134件	131件	168件	167件	184件	266件	2,081件
	福祉相談	60件	55件	88件	69件	83件	75件	77件	70件	54件	83件	68件	123件	905件
	介護予防	2件	9件	1件	0件	3件	1件	1件	3件	3件	3件	0件	0件	26件
	認知症	17件	32件	35件	15件	38件	24件	30件	22件	21件	16件	10件	36件	296件
	健康医療	35件	46件	50件	35件	47件	31件	44件	33件	27件	49件	49件	43件	489件
	虐待・権利擁護	13件	12件	9件	24件	23件	23件	18件	12件	4件	21件	18件	23件	200件
	その他	1件	8件	7件	2件	3件	5件	1件	0件	1件	4件	5件	6件	43件
	高齢者以外の相談	8件	5件	7件	12件	1件	1件	3件	2件	5件	4件	3件	8件	59件
	実態把握訪問回数	22件	31件	66件	31件	33件	58件	54件	31件	72件	49件	68件	112件	627件
権利擁護事業	成年後見制度	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	3件
	日常生活自立支援事業	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件
	老人福祉施設措置	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	3件
	高齢者への虐待対応	16件	36件	26件	18件	30件	30件	23件	30件	39件	26件	54件	25件	353件
	介護保険による入所等	1件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	5件
	消費者被害防止	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	その他	0件	2件	5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	7件
	包括的・継続的ケアマネへ個別相談支援	62件	77件	79件	68件	63件	48件	73件	63件	54件	46件	85件	68件	786件
	ケアプランチェック・評価	50回	72回	52回	56回	50回	40回	70回	55回	45回	37回	64回	68回	659回
	介護予防支援費	612件	625件	636件	642件	634件	629件	643件	638件	647件	659件	649件	638件	7,652件
	審査決定件数	2,710,550円	2,794,500円	2,845,680円	2,862,960円	2,830,930円	2,809,020円	2,858,340円	2,836,440円	2,881,860円	2,949,420円	2,872,620円	2,839,440円	34,091,760円
	審査決定額	353件	352件	344件	340件	344件	340件	330件	339件	336件	341件	326件	345件	4,090件
	介護予防ケアマネジメント費	1,588,150円	1,574,770円	1,533,720円	1,519,200円	1,560,720円	1,537,200円	1,466,400円	1,535,820円	1,513,880円	1,541,580円	1,454,880円	1,592,100円	18,418,220円
	審査決定額													

共同募金

赤い羽根運動・歳末助け合い運動

毎年10月1日から12月31日まで全国一斉に始まる『赤い羽根共同募金』の募期間をしています。

12月に実施する歳末たすけあい運動では、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たち（ひとり親家庭の子ども・障がい者等）へ募金をお渡ししています。

お問い合わせ先 62-3507

ことぶき大学

市内在住の高齢者（60歳以上の方）の生きがいと健康づくりの増進を目的に開催しています。

受講したい方、詳しく知りたい方はお気軽にご連絡ください。

俳句	短歌	書道	民謡
陶芸	木彫	教養	ゲートボール
社交ダンス	フラダンス	手踊り	太極拳
鮎太鼓	川柳	被服リフォーム	

お問い合わせ先 62-3507

在宅介護リフレッシュ事業

介護者の会（愛称：そよ風の会）を組織し、毎月介護者同士の交流会をもちながら、年2回リフレッシュ旅行などを実施しています。

お問い合わせ先 62-3507

健康長寿愛らんど事業

島嶼部の高齢者の介護予防として、いきいき百歳体操や交流活動、健康・福祉相談を行っています。

お問い合わせ先 62-3507・62-6662

学校等への福祉学習

幼少期から福祉を理解してもらうために、小学校・中学校・高校等で福祉学習をすすめています。また自治会や公民館などで福祉学習を行っています。

お問い合わせ先 62-3507

えんぴつバンク事業

使われなくなっているえんぴつや消しゴム等を寄附していただいております。

お問い合わせ先 62-3507

権利擁護事業

成年後見センター・法人後見事業

契約などが出来なくなったり方やその家族に、「成年後見制度」に関する相談の受付や、法人として成年後見人等へ就任し遺言支援を行っています。また、より身近な立場で支える「市民後見人」の養成や、活動支援を行っています。

日常生活自立支援事業

自分ひとりで、契約などの判断に不安をお持ちの方に

○福祉サービスの利用援助

○福祉サービス管理サービス ○書類等預かりサービス

を提供し、誰もが同じように地域で安心して自立した

生活を送れるよう援助する事業です。

利用者と社協との契約でサービスを提供します。

お問い合わせ先 62-5590



居宅介護支援事業

笠岡市社協指定居宅介護支援事業所

介護保険の適切なサービス利用ができるよう支援を行います。住み慣れた方が家・暮らし慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援していきます。

対象地域 主に島嶼部 問い合わせ先 63-3933

訪問介護事業

かさおか社協ヘルパーステーション

要支援・要介護状態にある方や障がいのある方に対しホームヘルパーを派遣し、生活援助や身体介護を行います。

対象地域 主に島嶼部 問い合わせ先 63-3781

笠岡市地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として笠岡市地域包括支援センターの委託を受けています。高齢者の方を、総合的に支えていくための拠点として、介護、福祉、健康などのさまざまな面の専門職の知識を活かし、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援を行っています。

○総合相談支援事業

高齢者やその家族から介護・福祉・健康等のさまざまな相談に対応するとともに、リスクの高い高齢者宅への訪問活動により、早期に適切なサービス利用につなげるように支援をします。

○権利擁護事業

高齢者が在宅において、安心して暮らすことができるように、困難ケースの対応、高齢者虐待への対応や、消費者被害の防止、成年後見制度の活用促進を行います。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

住み慣れた地域で継続して暮らせるように、介護支援専門員へのサポートを通じた個別支援を行います。

○介護予防ケアマネジメント事業

要支援1,2の方、事業対象者の方のサービスの計画や調整を行い、身体状況の維持や改善を目指したマネジメントを行います。またいきいき百歳体操などの支援を通じ地域で介護予防ができるように支援していきます。

○認知症施策推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるように、キャラバンメイトの養成等や介護・医療との連携を図っています。

お問い合わせ先 62-6662

指定管理事業

笠岡市より指定管理者として、以下の3施設の管理運営をしています。

○老人福祉センター 笠岡市十一番町15 電話 62-4353

○サンライフ笠岡 笠岡市十一番町16-2 電話 63-1533

○保健センター 笠岡市十一番町1-3 電話 62-5701



作成：社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

事務局 笠岡市十一番町15番地（笠岡市老人福祉センター内）

電話（0865）62-3507 E-Mail: shakyo@kov.ne.jp



フェイスブック

HP

かさおか権利擁護センター パンフレット

笠岡市・里庄町成年後見センターパンフレット

笠岡市・里庄町
成年後見センター
(笠岡市老人福祉センター内)

笠岡市・里庄町
成年後見センター
(笠岡市老人福祉センター内)

笠岡市・里庄町 成年後見センター

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(ただし、祝日及び12月29日～1月3日はお休み)

〒714-0098 岡山県笠岡市十一番町15番地 (笠岡市老人福祉センター内)

☎ 0865-62-5590
FAX 0865-62-3590 / keni45c@mx1kcy.ne.jp

※センターは、成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関であり、笠岡市及び里庄町が共同で設置し、笠岡市社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

私たちは、あなたらしい生き方を応援します。

こんなことで悩んでいませんか？

- 消費者被害に巻き込まれた
- お金の管理ができなくなった
- 身元が心配、将来が不安
- 通帳や印鑑を失くしてしまふ

笠岡市・里庄町
社会福祉協議会 笠岡市社会福祉協議会

機能① 広報・啓発機能

成年後見制度の理解を進めて利用促進を図ります

- 地域住民の啓発や関係団体等に対して、成年後見制度をはじめ権利擁護に関する研修会やセミナー、出前講座等を実施し、幅広い広報及び周知・普及啓発を行います。

機能② 相談機能

ひとりで悩まず、まずはご相談ください

- 成年後見制度をはじめ、権利擁護に関するご相談をお受けし、必要に応じて関係機関と連携しながら相談を行います。
- 相談費の本担のときがありますので、相談費をあらかじめご告知いただくことをおすすめします。

機能③ 後見人支援機能

ご家族様による後見人等の活動を応援します

- 日々の生活活動において困っていること等、被後見人様からご相談をお受けし、必要に応じて当センターが後援支援を行います。
- 家庭訪問所への訪問者の研修の仕方等についてアドバイスを行います。

※専門 後見人様からのご相談もお受けしますが、当センターの相談員はボランティアとなりますので、第1 希望に合うご相談をお受けいただけます。

あなたらしい生き方を
まもる ささえる かなえる
ために。

機能④ 利用促進機能

成年後見制度の利用に関わる支援を行います

- 成年後見制度を利用する方が迅速に制度を利用できるように、審査書類の記入や郵送の仕方等についてアドバイスを行います。
- ※審査書類の郵送を代行するものではありません。(行政はご関係等様ご自身で行います)。書類郵送の代行をご希望の場合は、弁護士または司法書士にご相談ください。
- ご本人様、ご家族様、関係等内のご家族様が障害等により成年後見制度の利用手続きを進めることができない場合でも、支援検討チームがあらゆる方法を検討し、成年後見制度を利用する人が制度を利用できるように働きかけを行います。
- ※意思決定支援や身上保護の機能がより強化された支援が提供され、成年後見制度を利用するご本人様が最後まで自分らしく生きることができるよう、ご本人様にとって最適な成年後見人等が選任されるためのマッチング(成年後見人等選任者募集)を行います。
- ※当センターにおいてマッチングした後、成年後見人等候補者として市社会福祉協議会へ推薦しますが、その選任(後見人等選任)については市社会福祉協議会が最終的に判断します。

市民後見人の養成と活動支援をします

- 判断能力が十分でない方の生活を身近な立場(住民自治・住民協賛)で受ける「市民後見人」の募集に取り組んでいます。また、笠岡市及び里庄町において市民後見人は原則として笠岡市社会福祉協議会と協賛後見人方式で活動していただくこととしており、市民後見人として活動が開始した後も、笠岡市社会福祉協議会が同じ成年後見人等の立場から継続的に市民後見人の活動をサポートしていきます。

市民後見人とは

ご家族様や専門員(弁護士、司法書士、社会福祉士等)の資格を持たない一般の市民の方が、養護制度を申請して成年後見制度について命を預けられた後、成年後見人等に就任してご本人様の支援を行うことです。

笠岡市福祉ボランティア団体紹介

共に生きる力		善意の力	相互協力の力	地域で地域を支える福祉ボランティアを紹介します。一緒に活動希望の方はご連絡下さい。(社協：6-2-3507)	
名称	笠岡手話サークル★	笠岡点字サークル★	笠岡音楽の会★	笠岡市ヘルスボランティアの会★	笠岡要約筆記サークル★
活動日	【交流会】毎月第2月曜日 【定例会】毎月第1・3・4月曜日 【役員会】随時 【例会】19:00～21:00	毎月第1・3金曜日 13:30～15:30	毎週木曜日 10:00～15:00	年事業計画により活動	第2・4火曜日 13:30～16:00
代表者	橋本 晴美	河上 鋭永	東山 和子	森岡 聡子	岡本 美代子
主な活動内容	■手話通訳者の育成 ■手話技術の向上 ■懇談会・講習会・研究会の開催 ■他サークルとの連絡およびサークル活動などに参加 ■手話通訳、聴覚障がい者との交流	■点訳本の作成(日本文学) ■福祉教育の推進(体験学習等) ■点字の基礎 ■製本講習 ■視覚障がい者の方々と交流 ■初心者養成講座(パソコン・ライトプレーヤー)	■音声訳広報の製作(笠岡市広報・笠岡市議会便り・笠岡社協だより) ■声の宅配便製作 ■録音図書製作(CD盤) ■対面朗読会の開催 ■講座の開催(朗読講座・養成講座・パソコン講座)	■老人介護施設等での活動 ■自立支援デイサービスでの補助活動 ■機能訓練事業での補助活動 ■総会・講習会・研修会等の開催	■聞こえの不自由な人に、その場で文字にして情報を伝える活動 ■講演会 ■学校行事 ■各種講座・集会など
コメント	この会は、手話技術を通じ、聴覚障がい者の方々と共に社会福祉の増進を図ることを目的としています。 	点訳活動を通じ、視覚障がい者の方々と交流を深め、福祉の増進につとめています。校正は視覚障がい者の方々の協力を得て行っており、迅速なニーズへの対応を目指しています。 またパソコン導入や、表記法の改正、ライトプレーヤー・プリンタの使用の研修会などを実施しています。 	視覚障がい者など、活字印刷物による読書が困難な方々を対象に、録音図書や、諸広報誌などの朗読奉仕をし、福祉増進を図ること、また朗読技術を学びながら会員の親睦を深めていきます。 	急速に進む高齢化社会の中で、お互い人間として、ふれあい・助け合い・励まし合い、共に生きる地域づくりに少しでも協力し、思いやりのある地域づくりの一端を担うことを目標にしています。 	「聞こえ」の不自由な方のコミュニケーションの方法として、まず思い出されるのが手話でしょう。それ以外に要約筆記(文字で伝えるもの)があります。耳から入る情報をリアルタイムで要約し、文字にして相手に伝える方法です。私たちサークルは少しでも聴覚者・中途失聴者の方々のお手伝いが出来るよう息の長い活動を目指しています。
名称	笠岡手引きの会★	笠岡巡回ボランティア★	笠岡市認知症介護ボランティアの会	聴覚・サポートかけはし	
活動日	毎月第4土曜日 13:30～15:30	自立デイサービス実施日(火・木・金)午前・午後	毎月第3土曜日 10:00～11:30	随時	
代表者	河田 弥生	真鍋 芳郎	中村 政子	原田 修三	
主な活動内容	■情報交換・コミュニケーション学習 ■通訳・ガイド実習 ■市の行事に参加する盲ろう者・視覚障がい者に対するガイドの協力	■社協『いきがいデイサービス』の送迎・介助 ■安全運転講習会 ■身障者介護講習会 ■総会・役員会・交流会 ■普通救命講習会	■認知症高齢者など、その介護者の支援活動 ■会員相互の情報交換 ■その他、目的を達成するために必要な行動	■花見 ■視察見学 ■パソコン講座 ■手話教室 ■キャンプ ■料理教室 ■クリスマス会 ■協働作業所の支援活動など。	
コメント	・盲ろう者、視覚障がい者と一緒にスポーツ、料理、手振り、研修旅行等を通じて、通訳ガイドの勉強をしています。 ※盲ろう者とは、視覚と聴覚両方に障害がある人です。 	あなたの手となり足となる(ドアtoドア)送迎サービスをモットーに、社会福祉協議会での生きがいデイサービスの運転と介助を行っています。 また、介護講習会や運転講習会も行い、地域の皆さんの住みよい地域づくりを目指して日々活動しています。 	認知症高齢者と家族の心の支援を通じ、精神的な負担を軽減できるように頑張っています。 	聴覚障がい児(者)みみつの会を応援するボランティア団体です。 	

★＝笠岡市福祉ボランティア連絡協議会に加盟している団体

笠岡市施設一覧表

R5.4.1現在

種別	施設名	所在地	電話	経営主体	定員	開設
特別養護老人ホーム						
	笠岡すみれ園	笠岡 1080-1	63-5005	(福)すみれ佑和会	120	S49.9.1
	天神荘	神島 3626-7	67-4111	(福)天神会	110	S56.9.1
	瀬戸内荘	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	30	H6.2.1
	飛鳥の里三清荘	関戸 837-1	65-0500	(福)経山会	100	H26.6.1
地域密着型介護老人福祉施設						
	小規模特別養護老人ホームみどりの丘	笠岡 5128-1	69-2010	(福)緑風会	29	H25.4.1
	特別養護老人ホーム海	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	20	H28.10.1
老人保健施設						
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	100	H2.4.1
	笠岡すみれ苑	笠岡 1080-1	63-3101	(福)すみれ佑和会	100	H2.4.2
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-6112	(福)天神会	100	H4.4.1
	くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	50	H6.4.11
	瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-0770	(医社団)清和会	70	H8.4.1
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	80	H8.10.1
介護療養型医療施設						
	きのこエスポール病院	東大戸 2908	63-0727	(医社団)きのこ会	60	H12.4.1
介護付有料老人ホーム						
	ドルフィン笠岡	入江 151-1	67-6330	(株)ドルフィンエイト	30	H18.5.1
	ドルフィン拓海	拓海町 182	66-6622	(株)ドルフィンエイト	30	H24.4.1
	Prince Court	神島 5666-1	67-4000	(福)天神会	40	H30.8.1
訪問介護・総合事業訪問介護						
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 22-11	69-1985	(株)ニチイ学館	—	H12.4.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	—	H23.4.1
	サンキ・ウエルビィ介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	(株)サンキ・ウエルビィ	—	H19.11.1
	ケアサービス笠岡	吉田 35-3	69-5123	(株)アリスジャパン	—	H13.8.15
	訪問介護事業所笠岡すみれ園	笠岡 1080-1	63-5005	(福)すみれ佑和会	—	H12.4.1
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 5300-6	67-5599	(福)天神会	—	H12.4.1
	飛鳥の里三清荘訪問介護事業所	関戸 837-1	65-1106	(福)経山会	—	H26.6.1
訪問看護						
	訪問看護ステーションくじば	笠岡 5099-2	62-6321	(医)緑十字会	—	H7.2.1
	訪問看護ステーション瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-7171	(医社団)清和会	—	H10.7.1
	訪問看護ステーションライフグッド	小平井 2039-2	63-8507	(株)西生会	—	R3.4.1
	訪問看護ステーションハッピーズ	走出 4407	61-4360	(株)ハッピーズ	—	R5.4.1

通所介護・総合事業通所介護						
天神荘デイサービスセンター	神島 3626-7	67-1456	(福)天神会	27	S62.3.1	
瀬戸内荘デイサービスセンター	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	25	H6.4.1	
小北リハビリ型デイサービス絆	甲弩 1807-4	65-2011	(株)リハビリ型デイサービス絆	30	H28.10.1	
笠岡北デイサービスセンター	吉田 35-3	65-3917	(株)アリスジャパン	25	H17.5.1	
国定病院デイサービスじゃんけんぼん	西大島 2701-10	69-7765	(医)萌生会国定病院	40	H15.5.1	
創心会リハビリ倶楽部笠岡	生江浜 826	66-2101	(株)創心會	35	H21.5.1	
デイサービス千寿館	美の浜 27-14	69-7560	(株)成和サポート	20	H26.5.1	
デイサービスセンターよつばよしはま	吉浜 2455-2	66-0428	(株)よつば	92	H26.5.1	
デイサービス鶴寿館	美の浜27-15	75-0272	(株)成和サポート	22	H28.10.1	
デイサービスくりの木	篠坂 227 番地 1	66-2162	(株)ライフサポート増成	23	H28.10.1	
デイサービス いちじく	用之江 355-1	61-4491	(株)てごや	20	H29.6.1	
地域密着型通所介護・総合事業通所介護						
デイサービスセンター赤い屋根の家	吉浜 2485-5	69-6789	(有)スマイル・タム	18	H13.6.1	
デイサービスにいやま	山口 3255-1	69-5055	(有)笹井ケアセンター	18	H16.12.1	
夢ゆめハウス	九番町 1-22	63-6633	(NPO)おかやま多機能サポートネット	17	H16.10.1	
デイサービスよつちやれ	横島 1216	67-7100	(福)かぶと会	10	H17.3.1	
海社デイサービスほほえみ	北木島町 3199	68-3008	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H19.2.1	
海社デイサービスすみれ	北木島町 10364-29	68-2911	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H21.1.1	
海社デイサービスだんだんの家	白石島 1222	69-8388	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H21.4.1	
デイサービス眞奈井	高島 4758	69-7171	(有)あいあい	10	H22.3.1	
海社デイサービスうららの家	真鍋島 4006-10	68-3377	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H23.4.1	
デイサービスえがお	神島外浦 1713	67-2977	(株)山 桜 の 郷 え が お	18	H24.7.1	
笠岡リハビリ型デイサービス絆	二番町 5-13	62-6255	(株)リハビリ型 デイサービス絆	15	H24.9.1	
デイサービスここあ	尾坂 655-4	65-3264	(株)ここあ	10	H25.3.1	
デイサービスいこい	北木島町 13198-4	68-2520	(特非)笠岡ふるさと支援センター	10	H27.8.1	
デイサービス くじば	笠岡 5120-8	63-1690	(医)緑十字会	18	H28.5.1	
認知症対応型通所介護						
デイサービスももの木	篠坂 226	66-2121	(株)ライフサポート増成	12	H20.11.1	
デイサービスセンター赤い屋根の家 和	大井南 25-11	66-2611	(合資)タナ・スマイル	12	R1.7.1	
通所リハビリテーション						
老人保健施設くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	30	H12.4.1	
介護老人保健施設瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-4774	(医社団)清和会	60	H8.2.12	

	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	20	H12.4.1
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-2323	(福)天神会	40	H12.4.1
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	30	H12.4.1
短期入所生活介護(ショートステイ)						
	瀬戸内荘ショートステイ	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	16	H6.4.1
	短期入所生活介護笠岡すみれ園	笠岡 1080-1	63-5005	(福)すみれ佑和会	10	S49.9.1
	天神荘ショートステイ	神島 3626-7	67-4111	(福)天神会	10	S56.6.17
	飛鳥の里三清荘ショートステイ	関戸 837-1	65-0500	(福)経山会	20	H26.6.1
	ショートステイみどりの丘	笠岡 5128-1	69-2010	(福)緑風会	空床 利用	R3.11.1
短期入所療養介護(ショートステイ)						
	老人保健施設くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	空床 利用	H12.4.1
	介護老人保健施設 瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-0770	(医)社団)清和会	空床 利用	H12.4.1
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	空床 利用	H12.4.1
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-6112	(福)天神会	空床 利用	H12.4.1
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	空床 利用	H12.4.1
	短期入所療養介護笠岡すみれ苑	笠岡 1080-1	63-5005	(福)すみれ佑和会	空床 利用	R2.9.1
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)						
	笠岡市炉端の家	吉浜 1399	66-4556	(医社団)きのこ (笠岡市指定管理者)	9	H8.5.9
	グループホーム新賀	新賀 3220-25	63-5172	(福)新生寿会	9	H12.4.1
	グループホームあんきな家	新賀 3220-8	63-5190	(医社団)きのこ会	9	H12.9.1
	グループホーム新賀Ⅱ(きのこのき)	新賀 3220-28	62-5380	(福)新生寿会	9	H13.4.1
	グループホームローゴム	東大戸 2712-3	63-0909	(医社団)きのこ会	18	H13.7.1
	グループホーム赤い屋根の家	吉浜 2485-5	69-6789	(有)スマイル・タム	18	H13.6.1
	グループホーム愛の郷笠岡	生江浜 585-1	69-6211	(NPO)エルダーサポ ート協会	18	H16.3.1
	グループホーム泰山木	横島 1216	67-7100	(福)かぶと会	18	H17.3.1
	グループホームみたけ	西大島 3253	69-7755	ライフサポート安心 企業組合	9	H19.2.1
	グループホームあいあい	白石島 455	68-3331	(株)アメニティーサー ビス社	9	H20.10.1
	グループホーム桃源の家大島	西大島 4415-1	69-7680	(NPO)エルダーサポ ート協会	18	H22.1.1
	グループホーム菊の里	吉田 39-1	69-5588	(株)アリスジャパン	18	H23.4.1
	グループホームゆめ	神島字古江 5486	67-0666	(NPO)おかやま 多機能サポート ネット	9	R4.5.1
小規模多機能型居宅介護						
	あんしん多機能ホーム	西大島 3256	67-7300	ライフサポート安心企 業組合	登録 25	H25.3.15

				通い 15 宿泊 9	
ささえ愛の家 ハーモニー西大戸	西大戸 810-1	61-4767	(認定 NPO)ハーモニー ネット未来	登録 25 通い 15 宿泊 9	R1.11.1
居宅介護支援事業所					
アリスジャパン居宅介護支援事業 所	吉田 35-3	69-5130	(株)アリスジャパン	—	H11.8.15
ケアプランセンターくじば	笠岡 5102-15	62-5995	(医)緑十字会	—	H11.10.1
笠岡市社協指定居宅介護支援事 業所	十一番町 16-2(サンライ フ笠岡内)	62-3933	(福)笠岡市社会福祉 協議会	—	H12.4.1
笠岡第一病院いこい指定居宅介 護支援事業所	横島 1944-1	67-0073	(医社団)清和会	—	H11.10.1 3
居宅介護支援事業所 笠岡すみ れ園	笠岡 1080-1	63-5422	(福)すみれ佑和会	—	H11.10.1
指定居宅介護支援事業所角田医 療器株式会社	笠岡 5891-11	69-2774	(株)角田医療器	—	H12.1.1
瀬戸内荘指定居宅介護支援事業 所	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	—	H12.1.1
創心会居宅介護センター笠岡	生江浜 826	66-0037	(株)創心會	—	H21.1.1
天神荘指定居宅介護支援事業	神島 3626-7	67-5566	(福)天神会	—	H11.10.1
大迫ケアプランニング事務所	神島 4388	67-3376	(株)信和トラスト	—	H24.4.1
こころみの家	小平井 2074-1	63-0787	(株)こころみの家	—	H24.6.1
居宅介護支援事業所もの木	篠坂 227-1	66-2126	(株)ライフサポート増成	—	H24.11.1
きのこ老健居宅介護支援事業所	東大戸 2912-3	61-4210	(福)新生寿会	—	H28.2.1
支援ステーションにいやま	山口 3253-1	69-5055	(株)笹井ケーセン ター	—	H28.6
地域包括支援センター					
笠岡市地域包括支援センター	十一番町 1-3	62-6662	(福)笠岡市社会福祉 協議会(笠岡市委託)		H18.4.1
ケアハウス					
ケアハウスこうのしま	神島 3626-8	67-6011	(福)天神会	90	H5.4.1
ケアハウス笠岡すみれケア	笠岡 1080-1	63-4600	(福)すみれ佑和会	40	H6.4.1
サービスハウスえすぽ	東大戸 2712-4	63-0707	(福)新生寿会	30	H8.10.1
ケアハウスやすらぎ	笠岡 5102-1	69-2800	(福)緑風会	30	H10.8.17
住宅型有料老人ホーム					
美の浜コート	美の浜 2-8	67-0290	(医社団)清和会	11	H24.4.1
笠岡すみれハイム	十一番町 11-7	63-7060	(福)すみれ佑和会	55	H26.11.1
Prince Court	神島 5666-1	67-4000	(福)天神会	30	H30.8.1

老人福祉センター						
	いきいき交流センター	十一番町 15	62-3507	(福)笠岡市社会福祉協議会 (笠岡市指定管理者)	A型	S58.5.9
保健センター						
	笠岡市保健センター	十一番町 1-3	62-5701	(福)笠岡市社会福祉協議会 (笠岡市指定管理者)		H4.4.1
全天候型ゲートボール場						
	ゲンキかさおか広場	十一番町 15	62-4353	(福)笠岡市社会福祉協議会 (笠岡市指定管理者)		H5.11.7
認知症介護研修センター						
	笠岡市認知症介護研修センター	吉浜 1399	69-6333	(福)新生寿会 笠岡市		H14.4.1
ボランティア集会所						
	ボランティアハウス	十一番町 14-3		笠岡市福祉ボランティアハウス連絡協議会 (笠岡市指定管理者)		H3.5.7
社会福祉協議会						
	笠岡市社会福祉協議会	十一番町 15	62-3507	(福)笠岡市社会福祉協議会		S41.4.1
児童養護施設						
	悲眼院	走出 1303	65-0118	個人	70	S25.10.1
救護施設						
	恵風荘	用之江 429-1	66-0751	笠岡市	50	S36.7.27
居宅介護						
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 3626-7	67-5599	(福)天神会	-	H18.10.1
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 22-11	69-1985	(株)ニチイ学館	-	H18.10.1
	サンキ・ウェルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウェルビー(株)	-	H20.10.1
	ケアサービス笠岡	吉田字山中 35番 3号	69-5123	(株)アリスジャパン	-	H21.7.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	-	H23.4.1
	すまいるパートナーズ	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるねっとわーく	-	H24.4.1
重度訪問介護						
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 3626-7	67-5599	(福)天神会	-	H18.10.1
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 22-11	69-1985	(株)ニチイ学館	-	H18.10.1
	サンキ・ウェルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウェルビー(株)	-	H20.10.1
	すまいるパートナーズ	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるねっとわーく	-	H24.4.1
同行援護						
	サンキ・ウェルビー介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウェルビー(株)	-	H20.10.1

	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	-	H23.4.1
短期入所						
	障害者支援施設 こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	8	H4.4.1
	短期入所事業所笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	4	H21.9.1
	日中サービス支援型 指定共同生活援助 笠岡学園 (緊急時受入・対応)	吉浜 2424-1	66-4141	(福)笠岡市社会福祉事業会	2	R2.4.1
	ときわ短期入所事業所	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	2	H22.4.1
生活介護事業所						
	障害者支援施設こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	80	H18.4.1
	障害者支援施設 笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	50	H21.4.1
	わかば	押撫花屋 504	69-6162	(福)敬業会	20	H22.4.1
	ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	40	H22.4.1
	ときわ通園センター	有田 1778	66-2080	(福)敬業会	6	H22.4.1
	重度障害支援センターすまいるハウス	神島 4959	69-7776	(NPO)すまいるネットワーク	5	H25.3.1
	重度障害支援センターすまいるキッズ	大河 793	66-4688	(NPO)すまいるネットワーク	5	R5.3.1
	生活介護事業所 三洋	中央町 20-4	62-3040	(NPO)笠岡を元気にする会	20	R2.4.1
就労移行支援						
	多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	6	H21.4.1
	多機能型事業所 HappyComeCome	中央町 19-10	070-8338-4425	(一社)未来幸路	6	R2.12.1
	コーリングサポ笠岡	金浦 1371-2	61-4573	(同)DUG 研究所	20	R3.12.1
就労継続支援(A型)						
	就労継続支援A型事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ	20	H23.12.1
	ヴィレッジ興産	新賀 1008-3	65-1056	(福)敬業会	10	H24.4.1
	ワンズゴール	笠岡 2481-6	60-0777	(株)ワンズゴール	20	H24.5.1
	リンクスライヴ笠岡	十一番町 11-54	63-1800	(株)リンクスライヴ	19	H29.8.1
就労継続支援(B型)						
	手むすびルーム	十一番町 13-9	62-2216	(福)手むすびルーム	20	H18.10.1
	多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	34	H21.4.1
	すみれ事業所	笠岡 2685	62-4363	(NPO)すみれ会	20	H23.1.1
	ヴィレッジ興産	新賀 1008-3	65-1056	(福)敬業会	15	H24.4.1
	未来への絆	大井南 43-3	63-1817	(NPO)未来への絆	20	H28.9.1
	就労継続支援 B 型 Apple	神島 3628-16	67-5515	(福)天神会	20	H29.5.1
	シェル	用之江 810-1	61-4351	(一社)アンマー	20	H29.7.1
	パンジー	笠岡 2662	62-6396	(NPO)すみれ会	20	H30.4.1

	多機能型事業所 HappyComeCome	神島 4140-1	070-8338-4425	(一社)未来幸路	14	R2.12.1
	就労継続支援 B 型作業所小松 (さとみ)	中央町 33-1	61-4221	(NPO)笠岡を元気にする会	20	H30.10.1
	就労継続支援 B 型事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ	10	R3.12.1
就労定着支援						
	就労定着支援事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ		H30.4.1
	多機能型事業所 かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会		R1.6.1
施設入所支援						
	ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	40	H22.4.1
	障害者支援施設 笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	40	H21.4.1
	障害者支援施設 こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	80	H18.10.1
共同生活援助(グループホーム)						
	共同生活援助事業所笠岡学園	金浦 736-5 (全 4 力所)	66-0899	(福)笠岡市社会福祉事業会	17	H18.10.1
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 笠岡学園	吉浜 2424-1	66-4141	(福)笠岡市社会福祉事業会	18	R2.4.1
	ときわ共同生活支援事業所	有田 1778 (全 4 力所)	66-3605	(福)敬業会	32	H18.10.1
	グループホームかがやき(第1棟)	生江浜 831	66-2188	(NPO)チームクローバー	5	H23.7.1
	グループホームかがやき(第2棟)	園井 294-3	69-0575	(NPO)チームクローバー	6	H26.10.1
計画相談支援(特定)						
	かさおか発達・生活サポートセンター	金浦 736-5	66-4148	(福)笠岡市社会福祉事業会	-	H24.4.1
	ときわ相談支援事業所	押撫 504	69-6162	(福)敬業会	-	H26.1.1
	こうのしま荘障害者相談支援センター	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	-	H26.4.1
	特定相談支援事業所すみれ	笠岡 2685	62-5019	(NPO)すみれ会	-	H26.8.1
	特定相談支援事業所催花雨	三番町 5-14	60-0255	(有)幾望	-	H30.1.1
	のぞみ計画相談支援事業所	十一番町 1-9	63-8970	(NPO)のぞみ	-	R2.3.1
	計画相談支援事業所 山陽	笠岡 2503	090-2805-1122	(合)山陽	-	R2.8.1
児童発達支援						
	子ども療育センター笠岡学園	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	30	S34.7.15
	発達支援センターかさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	10	H18.10.1
	重度障害支援センター すまいるハウス	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるネットワーク	5	H25.3.1
	こどもサポート教室「きらり」 笠岡校	中央町 8-15	63-9555	(株)クラ・ゼミ	10	H30.9.1
	児童発達支援事業所 すみよしキッズ	笠岡 2461-1	61-4661	(NPO)笠岡を元気にする会	10	R2.9.1
	こどもアシスト「ぽの」 笠岡校	二番町4-30	60-0311	(株)三倉屋	10	R3.12.1

	重度障害支援センターすまいる キッズ	大河 793	66-4688	(NPO)すまいるネットワ ーク	5	R5.3.1
保育所等訪問支援						
	子ども療育センター笠岡学園	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事 業会	-	S34.7.15
放課後等デイサービス						
	発達支援センターかさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事 業会	10	H24.4.1
	夢門塾ゆうゆう笠岡 (1組・2組)	西大島新田 161-1	60-0622	介護福祉サービス(株)	20	H29.3.1
	おひさま 笠岡事業所	美の浜 26-29	63-8025	(株)HUGHUG	10	H30.6.1
	こどもサポート教室「きらり」 笠岡校	中央町 8-15	63-9555	(株)クラ・ゼミ	10	H30.9.1
	重度障害支援センターすまいる キッズ	大河 793	66-4688	(NPO)すまいるネットワ ーク	5	R5.3.1
	こどもアシスト「ぽの」 笠岡校	二番町4-30	60-0311	(株)三倉屋	10	R3.12.1
	児童発達支援事業所 すみよしキッズ	笠岡 2461-1	61-4661	(NPO)笠岡を元気にす る会	10	R4.4.1
日中一時支援事業所						
	こうのしま荘地域活動支援センタ ー	神島 3628-3	67-6113	(福)天神会	-	-
	日中一時支援事業所 笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事 業会	2	-
	認定(NPO)ハーモニーネット未来	笠岡 5909	63-4955	認定(NPO)ハーモニー ネット未来	6	-
	ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	2	-
	すぽーつ楽習館はっぴいかむかむ	神島 3618-6	070- 8338- 4425	一般社団法人 未来幸 路	20	R4.1.6
	キッズデイサービスひかり	十一番町 1-9	63-8970	(NPO)のぞみ	20	H29.5.1
	障がい者集いの場 ばぁー	中央町 11-3	61-4324	笠岡市	10	H29.4.1
計画相談支援(障がい児)						
	かさおか 発達・生活サポートセン ター	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事 業会		H24.4.1
	特定相談支援事業所催花雨	三番町 5-14	60-0255	(有)幾望		H30.1.1
	のぞみ計画相談支援事業所	十一番町 1-9	63-8970	特定非営利活動法人 のぞみ	-	R2.3.1
地域活動支援センターⅠ型						
	かさおか地域活動支援センター すみれ会	笠岡 2685	62-5024	(NPO)すみれ会 (笠岡市委託)	50	H18.10.1
地域活動支援センターⅡ型						
	こうのしま荘地域活動支援センタ ー	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会 (笠岡市委 託)	15	H18.10.1
精神障がい者ピアサロン						
	ピアサロン	笠岡 2108	69-0575	(NPO)チームクローバ ー (笠岡市委託)	5	R1.8.1

障害者相談支援センター						
	笠岡市・里庄町相談支援センター	十一番町15	69-2030	(福)笠岡市社会福祉事業会 (NPO)すみれ会 (笠岡市委託)		R4.1.11
成年後見センター						
	笠岡市・里庄町成年後見センター	十一番町 15	62-5590	(福)笠岡市社会福祉協議会		R4.3.1
シルバー人材センター						
	笠岡市シルバー人材センター	十一番町 15	62-2100	(社)笠岡市シルバー人材センター		H2.4.1
特別支援学校						
	県立西備支援学校	東大戸 5075-1	63-1603	岡山県		S56.1.1

(認定 NPO)ハーモニーネット未来	笠岡 5909	63-4955
(NPO)かさおか島づくり海社	北木島町 9768-29	68-3741
(NPO)おかやま多機能サポートネット	九番町 1-22	63-6633
(NPO)エブリーハート	笠岡 5189-2	090-8993-3480
(NPO)井笠いきいきネット	西大島 925	61-4421
(NPO)未来への絆	大井南 43-3	090-7377-3656
(NPO)すみれ会	笠岡 2685	62-5024
(NPO)チームクローバー	中央町 19-1	66-2188
(NPO)ホリスティックライフ岡山	白石島 457-2	68-3044
(NPO)楽チンライフ	神島 1995	086-243-9719
(NPO)すまいるネットワーク	神島 4959	69-7776
(NPO)笠岡を元気にする会	四番町 3-20	63-0911
笠岡地区保護司会	六番町 2-5	75-0121
愛育委員協議会	中央町 1-1	69-2101
栄養委員協議会	中央町 1-1	69-2101
民生委員児童委員協議会	中央町 1-1	69-2133
笠岡市手をつなぐ親の会	生江浜 605-6	66-5054
笠岡市介護者の会	十一番町 15	62-3507
笠岡市認知症高齢者介護ボランティアの会	笠岡 3640-13	63-5418
笠岡市遺族連合会	園井 1855	63-2202
エンパワメント MOMO	大井南 60-6	62-3426

笠 岡 市 統 計 資 料

福祉施設

令和5年4月1日現在

施設区分	施設数	定員
特別養護老人ホーム	4	360
地域密着型介護老人福祉施設	2	49
老人保健施設	6	500
介護療養型医療施設	1	60
介護付有料老人ホーム	3	100
訪問介護事業所	7	
訪問看護ステーション	4	
通所介護(デイサービスセンター)	25	541
認知症対応型通所介護	2	24
通所リハビリテーション	5	180
短期入所生活介護	5	56
短期入所療養介護	6	
認知症グループホーム	12	162
小規模多機能型居宅介護	2	50
居宅介護支援事業所	14	
地域包括支援センター	1	
ケアハウス	4	190
住宅型有料老人ホーム	3	96
老人福祉センター (名称:いきいき交流センター)	1	
保健センター	1	
全天候型ゲートボール場	1	
認知症介護研修センター	1	
ボランティア集会所	1	
笠岡市社会福祉協議会	1	
児童養護施設	1	70
救護施設	1	50

施設区分	施設数	定員
居宅介護	6	
重度訪問介護	4	
同行援護	2	
短期入所	4	16
生活介護事業所	8	226
就労移行支援	3	32
就労継続支援(A 型)	4	69
就労継続支援(B 型)	11	213
就労定着支援	2	
施設入所支援	3	160
共同生活援助(グループホーム)	5	78
計画相談支援(特定)	7	
児童発達支援センター	1	30
児童発達支援事業所	6	50
放課後等デイサービス	7	75
計画相談支援(障がい児)	3	
地域活動支援センターⅠ型(精神)	1	50
地域活動支援センターⅡ型(身障)	1	15
障がい者集いの場	1	10
笠岡市・里庄町相談支援センター	1	
笠岡市・里庄町成年後見センター	1	
シルバー人材センター	1	
県立西備支援学校	1	

障がい者・高齢者関係

各年度 4 月 1 日現在(県・全国の総人口比は 4 年度の 10 月 1 日現在)

項 目		H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
笠岡市の人口	総人口 (人)	49,996	49,268	48,407	47,613	46,886	46,003	45,282
	うち男 (人)	23,918	23,555	23,203	22,842	22,512	22,096	21,828
	うち女 (人)	26,078	25,713	25,204	24,771	24,374	23,907	23,454
	世帯数 (世帯)	22,435	22,400	22,252	22,174	22,135	21,976	21,983
老 齢 人 口 (65 歳以上)	老 齢 人 口 (人)	17,375	17,386	17,335	17,306	17,301	17,265	17,183
	うち男 (人)	7,361	7,355	7,398	7,414	7,231	7,436	7,446
	うち女 (人)	10,014	10,031	9,937	9,892	10,070	9,829	9,737
	市・総人口比 (%)	34.8	35.3	35.8	36.3	36.9	37.5	37.9
	県・総人口比 (%)	29.2	29.6	30.0	30.2	30.7	30.5	31.1
	全国・総人口比 (%)	27.3	27.7	28.1	28.4	28.6	28.9	29.1
老 齢 人 口 (60 歳以上)	老 齢 人 口 (人)	20,906	20,836	20,748	20,652	20,574	20,453	20,329
	市・総人口比 (%)	41.8	42.3	42.9	43.4	43.9	44.5	44.9
老人クラブ	クラブ数 (クラブ)	78	78	77	74	70	68	68
	人数 (人)	4,005	3,883	3,662	3,365	3,194	2,994	2,891
身体障がい者数 (人)		2,227	2,146	2,027	2,008	1,963	1,916	1,857
知的障がい者数	知的障がい者数 (人)	407	455	461	474	475	483	497
	うち障がい者 (人)	326	365	376	389	400	414	422
	うち障がい児 (人)	81	90	86	85	75	69	75
	うち手帳A (人)	133	151	150	151	151	150	149
	うち手帳B (人)	274	304	311	323	324	333	348
精神障がい者数 (人)		275	333	362	367	380	415	429

要介護(要支援)認定状況 各年 3 月 31 日現在(高齢者人口は各年 4 月 1 日現在)

(単位 人)

年	高齢者人口	介護認定者数	支援 1	支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
H 31	17,335	3,568	433	942	550	606	404	360	273
R2	17,306	3,629	466	927	569	576	433	388	270
R3	17,301	3,631	468	934	587	570	421	394	257
R4	17,265	3,630	474	889	604	569	402	426	266
R5	17,182	3,615	449	907	584	552	426	438	259

(2号認定者は除く)

住 民 登 録 人 口

令和5年4月1日現在

地区名	世帯	男	女	計	地区名	世帯	男	女	計
富岡	1,227	1,138	1,167	2,305	春日台	246	215	236	451
中央町	417	372	416	788	大井南	1,086	1,280	1,315	2,595
大磯	173	151	177	328	小平井	472	505	506	1,011
伏越	197	166	186	352	東大戸	341	361	374	735
宮地	151	122	157	279	西大戸	104	112	121	233
浜田	136	131	157	288	大井	2,249	2,473	2,552	5,025
仁王堂	4	1	4	5	吉田	751	764	807	1,571
本町	56	38	63	101	関戸	272	257	277	534
住吉	118	110	102	212	尾坂	145	165	153	318
西本町東	391	413	408	821	吉田	1,168	1,186	1,237	2,423
西本町西	187	142	183	325	新賀	278	250	278	528
正寿場	84	58	82	140	山口	428	441	473	914
川辺屋南	125	116	120	236	新山	706	691	751	1,442
川辺屋北	528	576	560	1,136	みの越	6	6	0	6
追分	194	210	203	413	みの越	6	6	0	6
殿川北	331	274	309	583	大島中	557	546	586	1,132
殿川南	18	19	16	35	西大島	809	859	938	1,797
笠岡	4,337	4,037	4,310	8,347	西大島新田	451	517	569	1,086
一番町	232	176	230	406	大島	1,817	1,922	2,093	4,015
二番町	107	100	99	199	横島	434	481	504	985
三番町	102	88	103	191	入江	475	482	563	1,045
四番町	67	62	68	130	横江	909	963	1,067	2,030
五番町	199	189	161	350	新横島	267	291	310	601
六番町	15	13	12	25	新横島	267	291	310	601
七番町	98	95	116	211	美の浜	1,041	1,114	1,168	2,282
九番町	51	54	65	119	美の浜	1,041	1,114	1,168	2,282
十一番町	253	252	265	517	神島	865	834	950	1,784
緑町	174	155	141	296	神島内	865	834	950	1,784
番町	1,298	1,184	1,260	2,444	神島外浦	267	231	248	479
旭が丘	430	402	467	869	高島	47	36	37	73
金浦	549	540	529	1,069	飛島	62	33	44	77
吉浜	471	497	528	1,025	神島外	376	300	329	629
生江浜	560	572	611	1,183	走出	475	469	511	980
大河	95	94	107	201	甲弩	419	408	460	868
相生	85	88	101	189	北川	894	877	971	1,848
金浦	2,190	2,193	2,343	4,536	白石島	261	165	221	386
園井	262	249	277	526	白石島	261	165	221	386
今立	269	240	314	554	大浦	175	111	138	249
馬飼	98	114	115	229	楠	14	6	15	21
広浜	100	88	102	190	豊浦	82	54	63	117
絵師	244	313	318	631	金風呂	150	99	130	229
今井	973	1,004	1,126	2,130	北木島	421	270	346	616
城見台	393	425	461	886	真鍋島	106	69	85	154
西茂平	30	33	21	54	六島	30	27	19	46
大宜	314	326	359	685	真鍋	136	96	104	200
用之江	329	370	396	766	港町	6	6	0	6
茂平	329	348	352	700	カブト東町	11	6	11	17
城見	1,395	1,502	1,589	3,091	カブト中央町	20	8	15	23
有田	233	249	235	484	拓海町	64	94	71	165
押撫	87	99	116	215	干拓地	101	114	97	211
篠坂	146	145	160	305					
入田	107	113	119	232	総合計	21,983	21,828	23,454	45,282
陶山	573	606	630	1,236					

年 齢 別 人 口 推 移

令和5年4月1日現在

	男						女						合計					
	R2.10.1	R3.4.1	R3.10.1	R4.4.1	R4.10.1	R5.4.1	R2.10.1	R3.4.1	R3.10.1	R4.4.1	R4.10.1	R5.4.1	R2.10.1	R3.4.1	R3.10.1	R4.4.1	R4.10.1	R5.4.1
0～4 歳	642	626	591	572	562	545	622	602	586	532	507	496	1,264	1,228	1,177	1,104	1,069	1,041
5～9 歳	855	819	812	799	774	767	833	825	787	767	744	738	1,688	1,644	1,599	1,566	1,518	1,505
10～14 歳	926	920	929	915	898	896	901	890	898	892	889	870	1,827	1,810	1,827	1,807	1,787	1,766
15～19 歳	1,028	1,001	977	959	942	936	989	966	945	869	888	872	2,017	1,967	1,922	1,828	1,830	1,808
20～24 歳	1,120	1,111	1,096	1,060	1,063	1,043	1,002	991	958	945	917	905	2,122	2,102	2,054	2,005	1,980	1,948
25～29 歳	983	973	946	906	916	895	945	940	928	874	879	826	1,928	1,913	1,874	1,780	1,795	1,721
30～34 歳	1,052	1,025	1,000	1,005	1,005	984	931	919	912	897	884	900	1,983	1,944	1,912	1,902	1,889	1,884
35～39 歳	1,153	1,157	1,119	1,114	1,088	1,066	1,076	1,078	1,048	983	967	948	2,229	2,235	2,167	2,097	2,055	2,014
40～44 歳	1,272	1,214	1,199	1,172	1,179	1,181	1,172	1,133	1,099	1,062	1,071	1,050	2,444	2,347	2,298	2,234	2,250	2,231
45～49 歳	1,612	1,617	1,594	1,579	1,532	1,486	1,647	1,606	1,571	1,525	1,457	1,370	3,259	3,223	3,165	3,104	2,989	2,856
50～54 歳	1,469	1,474	1,548	1,542	1,556	1,563	1,518	1,542	1,563	1,596	1,604	1,620	2,987	3,016	3,111	3,138	3,160	3,183
55～59 歳	1,572	1,555	1,472	1,468	1,479	1,481	1,537	1,535	1,525	1,517	1,521	1,515	3,109	3,090	2,997	2,985	3,000	2,996
60～64 歳	1,613	1,587	1,598	1,569	1,565	1,539	1,706	1,719	1,686	1,619	1,609	1,607	3,319	3,306	3,284	3,188	3,174	3,146
65～69 歳	1,815	1,793	1,763	1,723	1,717	1,717	1,845	1,790	1,752	1,722	1,708	1,667	3,660	3,583	3,515	3,445	3,425	3,384
70～74 歳	1,978	2,038	2,086	2,086	2,030	1,944	2,112	2,146	2,225	2,201	2,122	2,052	4,090	4,184	4,311	4,287	4,152	3,996
75～79 歳	1,450	1,387	1,339	1,344	1,399	1,482	1,833	1,829	1,760	1,706	1,761	1,816	3,283	3,216	3,099	3,050	3,160	3,298
80～84 歳	1,041	1,037	1,063	1,084	1,091	1,081	1,520	1,510	1,535	1,589	1,585	1,587	2,561	2,547	2,598	2,673	2,676	2,668
85～89 歳	747	784	779	772	780	783	1,380	1,395	1,368	1,354	1,350	1,310	2,127	2,179	2,147	2,126	2,130	2,093
90～94 歳	326	322	324	344	339	353	834	823	826	838	850	880	1,160	1,145	1,150	1,182	1,189	1,233
95～99 歳	56	65	71	79	79	74	299	309	327	345	345	358	355	374	398	424	424	432
100歳以上	8	7	6	4	7	12	69	71	75	74	73	67	77	78	81	78	80	79
合計	22,718	22,512	22,312	22,096	22,001	21,828	24,771	24,619	24,374	23,907	23,731	23,454	47,489	47,131	46,686	46,003	45,732	45,282

令和5年4月1日現在

地 区	笠岡		番町		金浦		今井		城見		陶山		大井		吉田		新山		みの越		北川		大島		横江	
世帯数	4,337		1,298		2,190		973		1,395		573		2,249		1,168		706		6		894		1,817		909	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0～4 歳	120	115	31	40	57	58	20	15	43	32	12	5	53	43	11	6	7	7	0	0	16	9	58	49	34	37
5～9 歳	159	145	24	48	72	83	35	45	49	45	15	7	67	66	43	30	18	23	0	0	30	31	87	72	39	40
10～14 歳	158	154	45	56	99	81	46	40	54	65	22	14	77	83	45	54	26	25	0	0	38	26	85	101	57	50
15～19 歳	164	130	54	52	94	88	38	48	65	63	21	28	99	94	43	44	36	21	1	0	37	46	77	71	59	59
20～24 歳	204	137	68	41	102	73	54	49	59	46	24	26	121	115	46	68	27	30	3	0	40	50	74	60	60	48
25～29 歳	182	167	57	62	85	74	28	27	52	56	30	16	117	96	48	30	24	19	2	0	23	35	69	61	31	33
30～34 歳	208	202	63	52	89	88	45	43	55	63	26	24	124	100	46	38	17	14	0	0	28	21	100	83	50	51
35～39 歳	211	176	61	47	102	106	53	40	65	62	22	22	133	92	65	52	22	20	0	0	32	38	90	86	63	55
40～44 歳	232	213	64	58	127	119	51	51	87	79	29	20	98	97	59	47	46	28	0	0	54	39	125	114	49	55
45～49 歳	288	255	90	78	133	123	86	81	99	92	39	37	152	147	78	74	38	37	0	0	59	54	151	135	79	65
50～54 歳	295	282	90	93	169	168	78	78	94	104	43	45	185	208	92	108	42	55	0	0	65	49	117	138	64	72
55～59 歳	265	272	93	89	149	153	59	59	104	108	35	41	214	234	95	81	59	46	0	0	53	52	130	129	58	70
60～64 歳	267	268	91	85	146	140	59	64	111	126	46	40	258	283	73	77	49	59	0	0	55	61	126	126	61	69
65～69 歳	274	265	78	72	156	153	71	80	155	163	45	44	252	208	89	91	64	64	0	0	71	83	133	143	55	61
70～74 歳	324	365	78	76	189	220	105	114	175	153	60	72	190	184	130	122	76	64	0	0	96	101	172	185	67	79
75～79 歳	251	325	68	97	152	190	84	104	106	121	57	53	134	175	86	107	59	59	0	0	71	86	128	152	58	65
80～84 歳	183	332	58	99	146	170	46	59	71	91	36	49	137	147	75	88	39	64	0	0	47	61	90	123	36	53
85～89 歳	150	272	55	70	88	130	25	57	39	65	26	45	71	76	44	61	25	60	0	0	33	63	69	137	27	48
90～94 歳	84	163	13	36	30	88	18	49	14	35	14	23	25	73	14	38	12	41	0	0	22	51	36	77	12	39
95～99 歳	16	61	2	9	7	29	3	18	4	18	4	14	5	30	4	18	4	14	0	0	5	12	3	41	4	15
100歳～	2	11	1	0	1	9	0	5	1	2	0	5	1	1	0	3	1	1	0	0	2	3	2	10	0	2
合 計	4,037	4,310	1,184	1,260	2,193	2,343	1,004	1,126	1,502	1,589	606	630	2,473	2,552	1,186	1,237	691	751	6	0	877	971	1,922	2,093	963	1,067
	8,347		2,444		4,536		2,130		3,091		1,236		5,025		2,423		1,442		6		1,848		4,015		2,030	
15歳未満	851		244		450		201		288		75		389		189		106		0		150		452		257	
年少人口率	10.2%		10.0%		9.9%		9.4%		9.3%		6.1%		7.7%		7.8%		7.4%		0.0%		8.1%		11.3%		12.7%	
15歳～64歳	4,418		1,388		2,328		1,091		1,590		614		2,967		1,264		689		6		891		2,062		1,152	
生産年齢人口率	52.9%		56.8%		51.3%		51.2%		51.4%		49.7%		59.0%		52.2%		47.8%		100.0%		48.2%		51.4%		56.7%	
65歳以上	3,078		812		1,758		838		1,213		547		1,669		970		647		0		807		1,501		621	
高齢化率	36.9%		32.2%		38.8%		39.3%		39.2%		44.3%		33.2%		40.0%		44.9%		0.0%		43.7%		37.4%		30.6%	

No.2

No.2																									
地 区	新横島		美の浜		神内		神外		高島		飛島		白石島		北木島		真鍋島		六島		干拓地		合計		
世帯数	267		1,041		865		267		47		62		261		421		106		30		101		21,983		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0～4 歳	10	5	46	51	20	14	2	2	0	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	4	4	545	496	1,041
5～9 歳	10	12	55	53	45	23	8	8	0	0	0	0	1	2	2	1	0	0	1	0	7	4	767	738	1,505
10～14 歳	10	16	62	48	44	29	7	10	1	0	5	2	1	2	1	3	0	2	1	1	12	8	896	870	1,766
15～19 歳	13	13	68	55	35	43	11	2	1	2	0	2	3	2	2	0	4	2	1	0	11	8	936	872	1,808
20～24 歳	7	5	94	98	40	42	3	5	0	0	0	0	2	5	3	3	1	1	0	0	11	3	1,043	905	1,948
25～29 歳	10	5	76	78	34	46	6	3	1	0	0	0	2	3	3	3	1	0	0	0	12	11	895	826	1,721
30～34 歳	13	8	76	61	23	35	5	2	2	0	0	0	3	1	4	3	1	1	0	0	6	10	984	900	1,884
35～39 歳	13	7	67	75	39	38	9	15	1	0	0	0	5	3	4	3	2	0	1	0	6	10	1,066	948	2,014
40～44 歳	21	11	62	62	45	38	11	8	2	0	0	1	3	0	7	3	0	0	0	0	9	7	1,181	1,050	2,231
45～49 歳	26	21	79	80	51	57	16	9	4	0	1	4	5	3	4	0	1	2	2	13	9	1,486	1,370	2,856	
50～54 歳	20	26	92	92	70	64	15	9	3	1	2	0	5	8	16	11	1	2	0	1	5	6	1,563	1,620	3,183
55～59 歳	21	21	69	75	32	42	9	12	2	0	1	1	4	7	15	17	6	4	2	1	6	1	1,481	1,515	2,996
60～64 歳	12	14	75	70	42	61	14	19	2	4	2	1	14	13	27	18	5	4	2	2	2	3	1,539	1,607	3,146
65～69 歳	14	17	64	67	78	67	28	27	3	3	4	1	25	21	38	25	15	6	4	2	1	4	1,717	1,667	3,384
70～74 歳	22	39	57	74	79	87	28	24	3	4	4	4	21	23	45	49	10	8	9	3	4	2	1,944	2,052	3,996
75～79 歳	30	50	31	50	65	73	17	20	5	0	6	7	29	29	38	45	4	4	2	1	1	3	1,482	1,816	3,298
80～84 歳	23	22	21	35	42	60	12	15	2	8	4	8	14	22	32	63	4	14	1	3	2	1	1,081	1,587	2,668
85～89 歳	11	12	16	20	32	56	18	35	6	5	3	6	12	22	25	49	6	19	0	1	2	1	783	1,310	2,093
90～94 歳	5	4	4	14	15	40	8	15	1	6	2	8	14	36	3	35	7	7	0	2	0	0	353	880	1,233
95～99 歳	0	2	0	10	3	29	4	8	0	0	0	2	4	10	1	8	0	8	1	0	0	2	74	358	432
100歳～	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	2	0	4	1	2	0	1	0	0	0	0	12	67	79
合計	291	310	1,114	1,168	834	950	231	248	36	37	33	44	165	221	270	346	69	85	27	19	114	97	21,828	23,454	
	601		2,282		1,784		479		73		77		386		616		154		46		211		45,282		
15歳未満	63		315		175		37		1		7		10		8		2		3		39			4,312	
年少人口率	10.5%		13.8%		9.8%		7.7%		1.4%		9.1%		2.6%		1.3%		1.3%		6.5%		18.5%			9.5%	
15歳～64歳	287		1,504		877		183		26		9		90		149		39		14		149			23,787	
生産年齢人口率	47.8%		65.9%		49.2%		38.2%		35.6%		11.7%		23.3%		24.2%		25.3%		30.4%		70.6%			52.5%	
65歳以上	251		463		732		259		46		61		286		459		113		29		23			17,183	
高齢化率	41.8%		20.3%		41.0%		54.1%		63.0%		79.2%		74.1%		74.5%		73.4%		63.0%		10.9%			37.9%	



【表紙・挿絵等】

『人をつなぐ、心をつなぐ、かさおかアート展』出展作品（R4年度）

（開催予定日）令和5年12月12日（火）～25日（月）

※25日は午前中のみ

（場所）笠岡シーサイドモール2階 多目的ホール

障がい者関係事業所が企画した素晴らしい作品展です。
ぜひご来場ください。

令和5年10月6日開催
第14回かさおかハートフル社会福祉大会 関連資料

（福）笠岡市社会福祉協議会 発行